

くられた制度が、これだけ、マスクミミはもとよりいろんな識者の方から、あるいは関係者の方から問題点を指摘されているのかということがまさに問題なんですね。

的にするかということを、やっぱり当局としては当然審査なり判定をして、それについて許可を出すんではないんでしようか。

わざ来て、葉っぱの摘み取り、それを十枚数えてゴム輪で留める、それを大型冷蔵庫に入れる、それを延々と、それだけをやるわけなんですよ。それがいわゆるこの制度の趣旨としている技能実

それからきちんと技能を測る仕組みができるといふこと、この三つの要件を満たすものを認定をしていくところがございまます。

それで私も若干弁護士として関与したりいろんな形で、この外国人実習生、労働者問題について多少は見識があるんですけれども、この制度がそういう趣旨で、今おっしゃつたような趣旨で設けられたにもかかわらず、一般的には、むしろ国内、日本国内ですね、国内におけるある特定分野の労働力不足に使われているというか、そつちに大きく貢献していると、むしろ。それで、一部分制度の趣旨に沿つた貢献もしていると、こういうことですね。

技能実習につきましては、一号と二号と、一
 プラス二年で合わせて三年ということになります。
 けれども、一号から二号を通してやる場合にお
 ましては、評価、到達、ちゃんと技能の修得が
 されているかということを評価する試験制度が整
 されていること等の事情もございまして、そこ
 対象となる職種、作業といふものを定められて
 ざいます。
 したがいまして、入国、在留を認めるかどうか
 に当たりましては、どのような内容の技能実習
 について、どういった形で受け入れるか、受け
 入れる際の留意点など、いろいろな点を考慮す
 る必要があります。そこで、まず第一に、技能実
 習の受け入れ方についてお話をさせていただい
 ます。

習、国際貢献に寄与すると、日本に来てわざわざ
摘み取り作業、十枚数えてゴム束でする、それで
冷蔵庫へ入れることを実習する必要性があるんで
しょうか。それが一つの、全てとは言いませんけ
ど、一分野における実態なんですね。これは本
当のことなんです。

こういうことについて、そしてその現場ではい
ろんな問題があるとも言われていますけれども
そもそもこの制度に合った実習生の受け入れとい
う観点から、先ほど局長がおっしゃいましたけど

ましては、これは先ほど入管局長からも答弁をいたしましたように、具体的にはこの技能実習計画として今度は認定を行うということになります。そして、この実習実施者に一号から三号までの区分ごとに、実習する内容あるいは到達目標を明記した技能実習計画を作成をさせて認定をする、外国人技能実習機構が認定をすると、そういうた中でより適正な仕組みにしていきたいというふうに考えております。

○丸山和也君 それは分かっています。確かに、

う意味で、本当にこの制度が貢献しているのは例えば農業だとか漁業だとか建設だとか、一部のやはり日本における労働者不足の解消に大きく貢献してきたと、皮肉にも、こういう実態があるといふうにむしろ見られているんじゃないでしょうか、その点についてはどう思われますか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

○丸山和也君　まさにそこなんですよね。技能審査をして決定していると、そのようなことでござります。

國の方で許可しているということ自身が、國が単純労働を認めているということにはなりはしませんか。あるいは、そういうことを批判されても仕方がないんじゃないでしょうか。ここがいわゆるその建前と本音のもう歴然とした違いが、こただけじゃない、たくさんそういうのがありますそれを私は指摘したいんですね。

形式的に当てはめているんですね。送り出し国にあってもそういうニーズがあると、例えばこの例でいって、送り出し国においてもオオバの摘み取り作業は必要性がある、日本において反復継続してやると、その修得度をまた評価するとかいろんなことを当てはめていけば形の上では確かにそうなるかもしませんけれども、大きなこの制度の趣旨からいって、日本に来て農家の葉っぱの摘み取り

技術実習制度はいわゆるCJTを通して技術等を修得する制度でございますので、その過程で労働者が提供されますので、労働者としての保護を与えるために平成二十一年には入管法を改正いたしました。それまでの研修プラス技能実習の制度を一年目から雇用契約に基づくものとして労働法の保護を強化するなどしてきましたところでございますが、この制度は、お答えいたしましたとおり、国際貢献、技能の修得、移転に伴う发展途上国への移転による国際貢献ということでございますので、そのようなものとして適正化を図りつつ活用

そこで、例えば、じや少し具体的な例を、私が知つてゐる例を引用させていただきますけど、例えは、農業分野としてこういう技能実習制度やつてゐる。例えば、オオバつてございますね。オオバの摘み取り作業というのがあるんですね、茨城県の方でたくさんやつていますけれども。これ、シソの葉といふんですかね、オオバですね。それで、やつてゐる内容というのは、技能の実習ということで受入れされているんですけど、要するに葉っぱの摘み取りなんですよ、手で、手作業

だから、本当に単純労働が必要ならばやることはもう少し堂々と、そういう労働力がどうしても日本のために、日本の経済活力のために、労働力のために必要だというなら、そういう議論もすべき時期が来ているんじゃないかと思うんですね。けれども、まあそこまでの議論は別にして、そういう作業の実態が技能実習としてどういう観点から認められるんでしょうか。それについて、少しその細かい話ですけど、お聞かせ願いたいと思います。

作業をして十数えで冷蔵庫に入れる、これを延々と繰り返す、これは常識的に言えば技能実習ということとじやなくて、要はまさに単純労働なんですよ。それが人手が、なかなか日本人がないからこそ、そういうところにはめ込んでいるんですね。

だから、こういうことをもう国も分かつていてやつている、監理団体も受入れ機関も分かつていてやつている、国も認めてくれると。しかし、建前は違うんだという中で、いびつな構造があるて、その中でむしろ賃金問題とか待遇の劣悪さと

を図つていいべきものと考えてございます。
○丸山和也君 それでは、少し具体的に受入れに
関してお聞きしますが、いわゆる監理団体等が外
国人を例えれば五十名なり百名受け入れたいと考え
たとしますね。その場合に、最終的にそれを認め
るかどうかというのは、どういう技能の実習を目

で。それが、摘み取るいうことが第一段階、第二段階は摘み取った葉っぱを十枚束ねる、ゴムで束ねると、これが第二段階。そして、第三段階は束ねた十枚を冷蔵庫に入れると、これが全てなんですよ。全てなんですよ。これがいわゆる技能実習の一つの実態なんですよね。すると、日本にわざわざ

先生が御覧になつた実態そのものは承知をしておりませんので個別についてはなかなかお答えできませんけれども、現行の技能実習制度におきましても、まず送り出し国にその業務についてのニーズがあること、それから我が国で行う実際の業務について反復継続した単純作業でないこと

か、あるいはその他の人権問題だとか、いろんな問題がむしろ起こりやすい構造をつくってしまっているんじゃないかというのが私の心配なんですね。ですから、国が認めた違法、脱法行為みたいな、そこまでは言いませんけれども、そういう認識すら持っている関係者もいると思うんですね。

ですから、そこで例えば賃金不払があつたとか、残業があつたとか、それから劣悪な環境だとか、いつて、あるいはある作業受入れ機関Aという農家で例えばその仕事が終わつたと、しかしながらまだ働きたいと。すると、そのままその外国人はBといふ農家に、本来ならその移転ということをきちんと手続して報告もしてやらないかぬのですけれども、それは便宜を图つて、働きたいという、それからBという農家の必要にも応じて、そういうふうにすると。すると、やっぱりそれは虚偽報告になつたり形式違反だとか飛ばしとかいろんな問題が発生して、それがまたある意味では処罰の対象になるんですよね。

手数料を払つてみたり、顧問契約してみたり、あるいは個々のケースで示談、弁護士まがいの手数料を払つたりといふこともかなり行われていると聞いております。

そうなると、このゆがんだ制度の下で実際に単純労働が行われ、そういう違反が摘発され、処分はするのはいいんですけども、そういう本来技術能美習に見合わないような単純労働者を受け入れることを入管として認めておきながら、これを今一度廃止していくといふ、非常におかしな国の仕組みが成り立つてあるという面があるよう思ふんですね。

だから、これはなかなか、はい、そうですと入

臣の御認識をひとつお聞きしたいと思います。
○國務大臣(金田勝年君) 委員のただいまの御指摘、本当に伺つておつて、非常に重要な基本的な部分を御指摘になつてゐるなどという思いを持つております。
本来の目的、その趣旨といふものをしっかりと、この改正に当たつてはしっかりと踏まえた形に実態も持つていかなければいけないと、こういうふうに思つてゐるわけですが、その中で、他方で、専門的な、あるいは技術的な分野とは評価されない分野の外国人の受入れというものに対してもは、やはりニーズの把握とか経済的な効果の検証とか、あるいは日本人の雇用の状況に対する影響とか産業構造への影響、あるいは教育や社会保障の社会的コストとか治安といった幅広い観点から、国民的なコンセンサスを踏まえて政府全体で検討していく部分が必要なのかなというふうに私は考えております。
したがつて、外国人材受入れについては、やはり専門的な技術的分野の外国人、これはやっぱり我が国の経済社会に資することでもありますから、やはり積極的に受け入れていくということのも、これも重要であると認識しておるわけあります。
○丸山和也君 一般論でお答えいただいたんですけれども、外国人受入れ問題というのは、難民問題も含めて世界的に非常に、一部では、今度の大

日本は移民鎖国というか、難民も本当に、少し増やすようになりましたけれども、ほとんどクローズされております。そして、一方、片や日本は少子化が世界一のスピードで、少子高齢化といいますか、世界一のスピードで進んでいると。このまま五十年先に行くとどうなるんだろうなど。やっぱり、日本の活力、経済力、それから精神力、文化力、いろんな意味で活力ある社会をそれなりに維持していくくということで、人口の維持というのはある程度は、人口だけじゃありませんけど必要だということを考えますと、やっぱり余り余りかたくなき門戸を開いてこそくな、こそくなと言つたらちょっと言葉があれですけど、技能実習制度をちびちびちび切り開いていくようなことでなくして、外国人を受け入れ、それと共に共栄していくくという開かれた日本をつくっていくといふ必要があるんじゃないかなと思います。

そして、外国人受入れの中では、とりわけ犯罪が多くなるとか治安が悪くなるとか、それからいろいろなことが言われますけど、また、宗教対立を持ち込むとかいろんなことが言われていますけれども、日本というものは比較的宗教対立の少ない国であります。キリスト教あれ、仏教あれ、イスラムあれ、それぞれがそれぞれの分をわきまえてと言ふと変ですけれども、共存していく、そういう結構多様性があつて、かつ日本化していく、そういう非常に優れた能力と歴史を持つてい

統領予定、まだ正式には大統領じゃないんですけど、トランプ氏の誕生とかもあって、やや排斥するというような動きとか、非常に激しい議論を再び呼ぶようになっています。

そして、ヨーロッパ諸国辺り見ますと、大体まあ大きづばですけど、十人に一人ぐらいは移民なんですね。元々アメリカはもう移民で成り立っていますからもとあれですからね。そして、そこに更に、近時、難民問題、アフリカ等からの難民問題というの、シリア内の内戦とかを踏まえて大量に、多くの難民がヨーロッパを中心して来ております。

る国じやないかと思ひます、日本は。
だから、必ずしもヨーロッパ、いわゆるヨーロッパ、先進国と言われているところにおける移民問題のような激しい対立といいますか問題は必ずしも日本では起きるとは限らない。むしろ、起きない可能性、日本型の移民国家ということも十分成り立つんじゃないかもと思われるんです。でも、それらも含めてやっぽりそろそろ議論をしていかないと、日本は世界の中で出遅れるんじゃないかとは思います。そういうことを言いまして、これは大変大きな問題でありますので、今後しつかり検討をしていく必要があると思いま

日本は移民鎖国というか、難民も本当に、少し増やすようになりましたけれども、ほとんどクローイズされています。そして、一方、片や日本

まず、今日はその実習生の立場に立つてちょ
ういろいろなことをお伺いしていただきたいと思つ
ますが、やっぱり何といつても実習生が日本に來
る大きな理由の一つというものは、自分の国よりも
日本へ行く、先進的な日本だから賃金水準も高い
し、やはりそこで技術も身に付けられればいい
れども、やはり何といつても収入を得たいといふ
希望があると思うんですね。賃金の問題というの
は、やはり少し、今はやりの言葉で言えばブラン
クボックスみたいなところがあるて、お伺いして
いても本当の賃金体系というか姿がなかなか見え
てきてないんですね。

まず、私、質問に入る前に確認したいんですねが、技能実習生の賃金、平均賃金、これは幾らですか、というふうに捉えられているのか。それから、その一方で、日本の最低賃金というのがありますね。この最低賃金というのはどのくらいなのかな?という数字、もう一回これは確認のためにお願いいたします。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをさせていただきます。

まず、技能実習生の賃金でござります。これ二〇一四年度の数字でござりますけれども、実習二号移行予定者への支給予定賃金ということで、平均十三・〇万円となつております。
それから、最低賃金でござります。これ、平成二十六年度の数字で申し上げますと、全国の加工業平均で時給で七百八十分円、これは月給に換算をいたしますと約十一・四万円でござります。ちなみに、最も低い県で申しますと時給で六百七十円、これは月額に換算をいたしますと約十・八五万円という数字でございます。

したときに、日本人の報酬額と同等以上という答えたところが出てきているんですね。やはり具体的にこのぐらいといふ一つの目安というものの、それはやはり決めることは無理なんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

これまで御答弁申し上げるところでございますけれども、やはり賃金の実態、今最低賃金の数字も全国的にも平均と最低のところでもかなり差があるござります。それから、職種ですか、そういう点によつても賃金といひますのはかなり格差がござります。そういう中で、なかなか統計的に一律な形での基準、最低賃金といひるのはもちろんございますけれども、それとは別に統計的な一律の基準を設けるというのはなかなか困難であるというふうに考えております。

○真山勇一君 やはり技能実習の実態というのも複雑なので、ラフな感じでもやつぱり最低ラインを決めるというのはなかなか大変だと思うんですねども、やはり最低ラインと云うのは一つまづ

きりさせるためにも作るべきではないかなといふことを、私以外の委員の方も皆さんから出していると思うんですね。

今春でしょ、これが食生活が二ノノハーモンの、なんですか。それけれども、実際にこういう調査の中で、それではこの十三三万というのはどういう勤務実態をと/orことなのか、これにはほかの手当とか時間外勤務料とか、

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。
先ほど御答弁をいたしました十三・〇万円でござ
りが、そぞろしたものが入っているのかどうか
いしたいと思います。

さいますけれども、これは雇用条件書における支払概算の月額でございます。したがいまして、基本賃金それから各種手当は含まれておりますけれども、時間外の賃金というものは含まれていません。

○真山勇一君 そうすると、実態として、実習生に支払われている例えば時間外の実態がどうなっているのかということと、それから、十三・〇五円といふのは概算ということなんですが、その中で

要するに差
かれぬもの
があると思ひ
うんです

い萼でなんらかの心をもつて思ふべきであつた。それで、いろいろと。例えば寮に入つていれば寮費とか、それから寮で食べる食費ですかとか、それからもちろん例え税金関係もありますよね、そうして

たものも引かれると思ってますね。そんすると
その十三万円のうちの実際に技能実習生が手取り
としてもらう額という数字はどのくらいかという
のはつかんでおられますか。

○政府参考人(宮野甚君) お答えいたします。
実習生の具体的な手取りがどのくらいになるか
ということでござりますけれども、まず、当然
収入いたしましては、先ほどの十三万円に、こ

れば残業があれば所定外時間が加わるということになります。それから一方で、先生が今御指摘ありましたとおり、例えば住居費ですとか食費が差し引かれる、あるいは、当然、技能実習生も社会

保険、労働保険にも加入いたしますので、そういうものもござります。いつものもござります。
ですから、それを差し引いた手取りがどのくらいになるかということですが、ますけれども、残りになるかということです。

念ながら現時点において、そういう手取り自身が幾らになるかということを私どもとして統計的に集計をしたようなデータはございません。

○真山第一君 それでは、今出てきたいろいろな数字、具体的な数字ありましたけど、これは一体どこが調査したものなんでしょうか。それから、そうすると、そうしたものの、今私が伺つたようなう

手取りりがどのぐらいか、それからどんなものが引かれているのかという実態はつかんでおられないということになりますか。

まず、今お答えをした数字でございますけれども、これは国際研修協力機構、J-ITCOの調査の結果でございます。それから、繰り返しになりますが、手取りが幾つになるかというような数字を

たしておりません。

の舞山第一郵便局にて記入

うことは、そうすると、実際に実習生がどのくらいお金もらうのか、賃金受け取っているのかといふことは、雇う人、雇用側の実習実施機関です。

れいわぢる。そこと男学生の間でしか分からないですか。そこは多分雇用契約でそういうものは結ばれていると思うんですが、そうじやないんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君)お答えいたします。
個別に、例えば基本手当が幾らになるか、あるいはどういうものが差し引かれるかということについては、入国の時点での審査の書類としてはこ

うした形になるといふものは出ておりまつ。ただ、現実に実態としてそれが幾らになつてゐるのかといふようなことについては、何度も繰り返すように、統計的なデータとしては、私ども全

体としては把握をしていないことになります。

事情を周知徹底すると思うんですが、例えばそういうときには、雇つてくれる実習実施機関の人、そういうところから給料をどのぐらいもらいうかなどは、確認するんですよ。うううな、そういう

うことはやつてもらつしゃるということですか。
○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。
JITCOは、ただいま現時点でも私どもの委
託事業という形で巡回相談をやつております。当

然、そういう中では、賃金がどういう形で支払われているのか、あるいは控除としてどういうものが控除されているのかということについてのチェックはし、そういう中で、仮に例えば労働法

令上の問題があつたときには指導をし、あるいは必要に応じて労働基準監督機関へ通報をすると、そういうふたよな取組としては行つております。

ないとやっぱり実習生の抱えるいろんな問題、様々な問題が出てきてしまうことなので、当然やっているというふうに思うんですけど

も、なかなかそれが本当に機能しているのかどうかというのが、先ほど私申し上げましたけど、なかなか見えてこない部分があると思うんですね。もちろん、給料の問題なので、どこまで公開するかというのは、その実習実施機関の方の事情もあるでしようから、全部さらけ出せといつてもこれは難しいとは思いますが、でも、やはりこれはある程度、雇う側、雇われる実習生がしっかりとお互いに信頼関係でやつていかないといふまでたつてもこうした問題でいろんなトラブルが出てきている。つまり、本来ならばもらえるお金がもらえないとか、あるいはもらつてもその中からとんでもないものがいろいろ引かれていて例えは半分になつちやつとか、そういうことがいろいろあると思うんですね。

そういう実態はやはりどこが調べるかといえば、この国際研修協力機構、JITCOが、今の一

段階ではここがやっぱりやつていかなくちゃいけないと思うんですが、その辺り、実際に勤務状況、例えば残業がどうなのかとか休日はきちっともらえてるのかとか、それから休暇というのはあるのかとか、そうした基本的なところぐらいはやつぱり資料としてまとめる必要があると思うんで、そういうところは調べていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

これも、私どもからJITCOへの委託事業という形で、技能実習生の労働条件等に係る自主点検結果というものを取りまとめています。これで、例えば、これまでも御議論になりましたけれども、三六協定を結んでいるかとか、あるいは時間外労働につきまして具体的な数字としてどのくらいになっているのかというような数字については一定の調査はございます。

ただ、もちろんこれは全数調査ではございませんので、あくまでも、冒頭申しましたとおり、自

主点検結果として提出をいたいた事業場の調査組みとして差引きができるということでございま

○真山勇一君 そういうことをやつてているなら

ば、それが守られているかどうかというところが大事だと思うんですよ。三六協定を結んでいる、結んでいると思うんですけれども、じや、守られているのかという、やはりそこまで踏み込んだ実態調査というのをしておくべきだと思うんですけれども、それはどうですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

ささらに、これに加えまして、もちろん直接労働基準監督機関に通報なり申告なりがあるというケースもございます。そういうケースにつきましても、これもこれまでの御審議の中で担当部局から御答弁させていただいたとおり、労働基準監督機関が把握した事案としては、労働法令違反等があつた場合には適切に対応しているということをごぞいます。

○真山勇一君 ちょっと細かいことになりますけれども、例えば、もらつた賃金の中から差し引いてもいいよ認められる、こういうものは引いても問題ないというものと、それから、これは差し引いやしませんよというような、そういう一つの基準ですね、こうしたものを作つぱり、それぞれ雇用している側にとってはそれの事情があると思うんですけど、その中でもやっぱり、これは差し引いてもいいよといつぱり、これは差し引いてもいいよといつぱり言えれば、指導とか監督で言われなくても、最低これだけは雇う側としてもいいよ認められる、こういうものは引いても問題ないといつぱり、その実習実施機関の中にはそうしたこと慣れてない、特に個人でやつていらっしゃるところ、それから従業員が本当にもう家内工業でやつていらっしゃるところ、あるいは農業ということですね、そうしたところなどではなかなか分からぬ。

○真山勇一君 実習機関側にそうした責任者をつくるということがこれから行われるということなんですが、これは当然、新しくつくられる外国人技能実習機構でこういうことが実現されていくことを私ども検討しております。

この技能実習責任者に義務化をいたします講習の内容といたしまして、技能実習制度ですか入管法令、あるいは、ただいま御議論いただいているような労働関係法令等の知識の習得、理解の向上を図ることができるものにしたいといふうに考えております。

○真山勇一君 実習機関側にそうした責任者をつくるということがこれから行われるということなんですが、これは当然、新しくつくられる外国人技能実習機構でこういうことが実現されていくことを私ども検討しております。

この技能実習責任者に義務化をいたします講習の内容といたしまして、技能実習制度ですか入管法令、あるいは、ただいま御議論いただいているような労働関係法令等の知識の習得、理解の向上を図ことができるものにしたいといふうに考えております。

○真山勇一君 実習機関側にそうした責任者をつくるということがこれから行われるということなんですが、これは当然、新しくつくられる外国人技能実習機構でこういうことが実現されていくことを私ども検討しております。

スがありますけれども、ケース、ケースに応じてその責任を問われるという形に当然なつてくるでありますね。

○真山勇一君 やはり新しい組織をつくって、そして新しいそういう仕組みをつくるんですから、それを是非生かしてやっていかなければいけないというふうに思つんですけれども、やっぱりそれについても講習というのはなかなか難しいと思うんですね。

と思うんですね。やはり、まず講習で少なくとも受け入れるんならばこのぐらいのことはきちっとまず頭で基礎知識として理解しておいてくださいというのが、まずそれが先決じゃないかなといふう、本当にそのとおりだというふうに思うんですね。

非常に重要な話で、そのとおりだと思いま
すので、いずれにしても、労働関係法令の知
識、これは非常に重要なと考えておりますから、
制度を共管いたします私ども法務省と厚生労働
省、連携をよく取りながら講習の適切な整備に努
めていきたいと、このように考える次第でありま
す。

○真山勇一君 分かりやすく、必要な情報を分か
りやすくまとめたということで、これ、実習生に役に立つ情報をお聞きいたいです。
とつては結構、私は、これいただいて中を見たら
等を記載をするとともに、行政相談窓口の案内など実習生に役に立つ情報をお聞きいたいです。

「どうふうに思うんですか? もうぱりそれ
にしても講習というのはなかなか難しいと思うん
ですね。」
講習実施していくけれども、段階的にやるとい
うようなことを有識者会議で決めているようですが
けど、段階的にと言つてはすけれども、講習のや
はり何か実施をするに当たつての講習会の仕組み
み、中身、この辺りは何か考えていらつしやるで
しょうか。

ですから、これから新しい機構になつて、やは
りその辺り大変でしようけど、そつした仕組みを
つくっていくべきだと思うんですけれども、大臣、
その辺りは、やっぱりこれ、もう一回実習生を
受け入れるに当たつて、受け入れる側の、特に
実習生に向かい合う、いわゆる雇う側、実習実施
機関というところが大事だと思うんですけど、これ
は是非やっぱり実現していくべきことじやないか
と思うんですが、どんなふうに考えていらっしゃ
いますか。

○國務大臣（金田勝年君） 今までの委員の御議論
をまとめておきたいと思います。甲旨商議、もういろいろござ
りますが、

○真山勇一君 このやつぱり技能実習生の問題を考えると、手が欲しいという側は、もうとにかく一刻も早く欲しいという方が多いと思うんですね。だから、講習なんかまどろっこしいことよりも、とにかく実習生を受け入れさせてくださいみたいな話になってしまふと思うんですけれど、やはり、今回のこの改正を目指している制度、これをしっかりと定着させるには、そういうことを一つずつ確実にしていくことが大変大事じゃないかというふうに思います。

非常によくできているという印象を持つております。多分、私が実習生だとして渡されば、これ読んでみて、ああ、自分がこれから日本で働くに当たってはこういう義務を果たさなくちゃいけないんだ、それから、こういう法律で自分は守られているんだとか、それから、もし病気になったときはどうするんだとかという、割と丁寧な案内になつてゐると思います。

私も、前の仕事、メディアの仕事をしていたときに特派員ということで外国で生活したことあるんですけど、やつぱり外国へ行くと一番大事なことは、ミーティングを持つ交換をする、文書の交換をする、

○政府参考人(宮里喜一郎) お名前をいたしまして、
具体的な中身についてはまさに今検討をしていて
るところでござりますけれども、いずれにして
も、現状でも実習実施者約三万五千いるというう
ち

で、そういった方々に、そういった実習生施設者の方々に、ところの技能実習責任者に最終的にはこの講習を受けていただくというのが、技能実習責任者の要件としたいというふうに考えておりますので、そし
うしますと講習の方もかなりの規模でこれを全国的に展開をしていかなければならぬというふうに考えております。

したがいまして、現在そういう形でいきなり全国でフルにこれを展開をするというのはなかなか正直困難なところがござりますので、どういった形でこれを逐次展開していくのかというようなことも含めて今検討しているところでござります。

はそのとおりだと思うんですね。

な問題のことについて全く例えれば知らないとか
例えば働くことについても自分がやつてきた経験で
というものしかないとかという、そういう方たち
がいきなり実習生を受け入れるというのは大変だ

○國務大臣(金田勝年君) 今までの委員の御議論を承つております、御指摘のとおりだらうと、こういうふうに思つております。

技能実習制度の適正化のためには、やはり技能実習生の直接の受入れ機関であります実習実施者においてしかるべき立場の者が労働法令等の知識をしつかり身に付けていることが重要であるうえで、こういうふうに思うわけでありまして、御指摘のとおりだと思いますが、これについては、先ほどお話を出ていました有識者懇談会の報告書にもしておりますが、技能実習制度あるいは入管法労働関係法令、こういったものを、やはりその受講をやっていくことが大事である、しかし段階的に義務化をしていくべきだというふうにされております。

それで、皆さんにお配りしてある資料の話に
ちょっと行きたいんですけど、この青い小さなパン
フレットあります、本があります、冊子があります
が日本へやつてきたときにこれを渡して、何かあつたときによく読んで、何かあつたらここにい
ろんなことが、情報がいっぱい入っているよとい
ふうに伺っております。
この技能実習生手帳の、何というんですかね、
役割、これはどういうものかということをまずお
伺いしたいと思います。

は、まず子供の学校ですね、教育のことなどどうなっているのかとか、それから病気になつたときお医者さんどうしようかとなるんですが、それから、そうした問題がこれにはぎつりと、小さな本ですけれども、私は書かれているというふうに思っています。

そして、このベトナム語版、今皆さんにお配りしたのはベトナム語版というふうに書いてあるんですが、これ、日本に実習生の多い五か国の分を今作つていらっしゃるということなんですね。まだ、それ以外にも、最近、実習生いろんな国から来ておりますね。これだけ大事なものなので、ほかの言葉でも作るというような予定、考

今、厚生労働省の局長からお話をございましたが、人数の関係、組織の関係、数ですか、三万五

この技能実習生手帳でございますけれども、これ、厚生労働省が委託事業により作成をいたしま

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

千というお話をございました。そういう限界もござりますから、事業実施者の数を踏まえた場合に

して、技能実習生の入国時に入国審査官から技能実習生に一冊ずつ無料で配付をしている携帯用の

とおり、中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、それから英語でも作つて

はこれを段階的に行わざるを得ないのは実際上の困難というものもあると。しかし、委員御指摘のとおり、やはり施行をするに当たつて段階的にしつかりと受講を義務化していくことには

手帳でござります。日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるよう、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報あるいは御議論いただいているような労働関係法令等

おりますけれども、中国語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語の五か国語で、現在実習生全体の九六・四%をカバーをしております。

さらにもう、現在この技能実習生手帳を用意していない言語につきましても、その実習生が増えた場合には新たにそうした言語による手帳を作成するということも検討してまいりたいというふうに考えております。

○真山第一君 大部分をカバーしているというふうなので、やはり言語というのは大変だと思いません。今こういう実習生を受け入れれば、それだけいろいろな国から来れば、本当に少ない人數でもその言葉が必要になってくるということがあると思います。是非そういうことにも対応していくいただきたいというふうに思つんですが。

例えは、今お配りしたベトナム語版、私はベトナム語って全然分からないので、この技能実習生手帳と書いてある下にベトナム語がありますけれども、これどういうふうに考えてているんではないのか、ちょっととなかなか、この上にいろんなマークが付いてるので、こういうときはどういう発音をするのかなというふうに考へてみると、やっぱりそれは、言葉はそれぞれのところで難いと思うんですけど、この中身開いて見ると、左側には日本語で書いてあるということなので、それを読んでみますと、一ページの目次というところを見ると、本当に親切に項目が並んでいます。法令の適用、雇用契約、労働時間、休日、賃金のこと、社会保険のこと、健康診断のこと、それから相談する窓口のこと、こうしたこと�이로이書いてあります。

この中に、やっぱり大事なのは、七ページにある技能実習に当たっての心構えというところを見ると、技能実習という在留資格で来ている皆さんには労働基準法など日本の労働者と同じ法令が適用されますということがはつきり書いてあるし、日本人労働者と同じようにあなたの権利が保護されると同時に、果たさなければならぬ義務もありますということを書いてありますね。あと、それ以外に、例えば二十一ページを見る算書というのを交付しなければならないとされて

いることを守つてもらうんだよということを実習生に周知させていますよという意味で、これ雇用側にも配つたらどうかと思うんですけど、それがいかがでしようか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。技能実習生手帳、先ほどお答えしたとおり、技能実習生に役立つ情報を持ったものでございます。現時点におきましては実習実施機関には配付はいたしておりませんけれども、手帳の内容についてはJ-ITCOのホームページで入手をすることができるということにはなっておりません。

技能実習手帳は技能実習生本人向けて作成をしているものはございませんけれども、先生今御指示ありましたとおり、実習実施機関においても関係法令等を十分に理解した上で、適切な実習環境の下で技能実習を行わせる必要があることから、この手帳の内容を十分に理解していただくということは当然ながら望ましいことだというふうに考えております。

このため新しい制度におきましては、外国人技能実習機構がこの手帳を自ら作成をするということになりますけれども、この手帳の存在ですとか内容については、実習実施機関に対して積極的に普及啓発を行つ、また技能実習計画の認定手続を経て、例えはダウントロードする暇がないんだよといふ人もいる。

やっぱり、私の世代なんかもそうなんですが、訪ねてみると高齢の方が多いですよね。なかなかインターネットやつていないし、やつていたつて、例えはダウントロードする暇がないんだよといふ人もいる。

あるいは実地検査の際にもこの手帳の内容を周知をしてまいりたいというふうに考えております。○真山第一君 これ本当にコンパクトにまとまつていると思うんですよ、必要なことがきちっと書かれている。私はこれ大変評価しています。ですから、受入れ側に講習をやる。講習をやれば講習の教材必要ですね。例えば労働関係、細かいそれはもちろん法規も必要です。されども、今そういうことをも、大事な基本的なことで周知徹底自然されていない、ほかの人は知らない

問題になっているわけですから、むしろ実習実施機関の講習、教育のときにこれを教材にして使つてやることは、私は非常に、実習生用に書かれているから分かりやすいんですよ、とにかく。だから、分かりやすいということはとても大き事だというふうに思うんですね。やはり受入れ側の方たちもいろんな方がいらっしゃいます。もう法律苦手だという人はいらっしゃいます。法律のこましい条文を読むよりはこちらの方が多分理解度も早いし、ああ、なるほどと思つていただけるんじゃないかなと、私はこれ見た途端にそういう気がしました。

それから、今ホームページで公開されてダウンロードできます。これ、最近、いろんなこと資料要求すると、大抵それはホームページにありますからそつちを見てくださいと言われるんですね。それでいいと思います。私もそれ言われたら、ああ、そうですか、じゃ、ダウンロード見てみてますと言えると思うんですけど、皆さんがそうでしょうが。特に、町工場だと農業をやつていらっしゃる方、農家で、若い方なら今はもうインターネットやつていらっしゃるかもしれません。だけど、今は農家というのはお年寄りが多いわけですね。それから、中小企業の経営者も大体お

あるとびっくりしちゃつて、それから、今までその資料請求したときに、ああ、もつたないないな、例えは法務省が作つていらっしゃる人権関係のパンフレットなんかは本当にいいものがあります。それから、私は保護司をやつてるので、保護司のことを説明した、紹介したパンフレットもあります。本当にいいものなんですが、見たことないんですよ、関係者以外。これがやつぱり一番問題かなというふうに思つてます。

ですから、技能実習生というのも、言葉としては知つていてもやつぱりなかなか世間の人知らないですね。お隣の町工場に何か新しい外国人の若い人が来たよ、うん、何かあそこ、ほら、前から人手が足りない足りないと言つていただから、きつとそれで雇つたんだよ、多分そのぐらいの認識ですね。技能実習生という言葉でつながるかといったら、なかなかがらないというふうに思います。

だから、そういうときに雇つている方から、やっぱり例えはそれこそ御近所から、何か最近おたくの工場に外国人の若い人来てますね、何か元気もいいし挨拶もするし、いい人ですね。こ

んですよ。そういうふうに、ああ、こんな資料があつたのかというのだが、私、これもらつたときもそういう印象なんですよ。ああ、こんなコンパクトな資料を作つているのかというふうに、そういう思いがしたんですね。

この使い道、せつかく作ったのならたくさん的人に見てもらつて、たくさん的人に利用してもらつた方がいいと思うんです。これは生徒用だけに配つてあるから講習やるときはまた別な教材作りますじゃなくて、これが私は立派な教材だと思います。本当に、実習生にこういうことを言つているんですよ、だからその実習生を使うあなたもこういうことを守つてくださいねと、一目瞭然になります。両方の共通事項ですよ、これは。そんなふうに思います。

それが書いてあるんですよね、一日の始まりは挨拶からとか、ルールを守るとか。

だから、やっぱりこういうものを徹底させていくということは、やはり実習生を受け入れなくちゃいけないと思いますので、こういうことを是非積極的に取り組んでいただきたいなどというふうに思っております。

それから、ちょっと時間なくなつたので先へ行きたいたいと思うんですが、新しくできる外国人技能実習機構、これまでいろいろなこと、これまでよりも改善されますというのがこの実習機構の創設だというふうに思っているんですね。JITCOはやはり法的権限がこれまでないというふうに言われてましたけれども、外国人技能実習機構の方は認可法人ということなんですが、監督指導の権限もあるというふうに伺っています。

この中に、例えば実習生のいろんな悩みとか問題点、トラブルを相談する窓口として相談員制度をつくるというふうに書いてあるんですが、この相談員制度というのは、そのJITCOの中ではどういうものになるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

現時点においてはJITCOの中にこういった相談員を置いているというものです。J

ITCOとしての相談窓口とというのがございますので、そこで相談に応じる体制ということでござります。

○真山勇一君 その体制がそのまま新しいところでも引き継がれるということですね。

それで、やはり相談の実態が本当に、じゃ、JITCOで効力を発しているのかどうかという点も含めて、その新しい体制への移行をちょっと説明してください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

これまでの委託事業によりますJITCOにおける相談等の体制でございますけれども、これが母国語相談を実施をしておりませんけれども、これに電話で行われていたために対応時間の面等で利便性に改善の余地があつたということがございま

す。それから、実習生自身は受け入れ機関から

不利となるような訴えというのを行うということ

ですね。そのためには、やっぱり実習生の口コミだと思います。

不利となるような訴えというのを行うということを差し控えるというような問題点があつたということが指摘をされております。

このため、新制度において新たに設立をされま

す外国人技能実習機構におきましては、まず、母國語相談については、電話による対応に加えまし

て、専用メールアドレスを設置をいたしまして、専用受付ができるということを考えております。

それから、相談を通じてなされた申告を理由とする不利益取扱いの禁止、これは法律で規定を

しております。これによつて、実習生がより安心して相談できるようになります。これがまず新し

いものとしてございます。さらに、実習生がちゅうちょすることなく訴え出ることができるよう

に、技能実習の継続が困難になつた場合におさま

して、当座の住むところがなくなるという危険がござりますので、新たな受け入れ機関による宿舎の確保等までの間、技能実習生が一時的に利用する

ことができる宿泊先の確保、提供を行うと、こういった新たな取組を機関において行うということにしております。

こういった取組によりまして、技能実習生がよ

り安心して相談あるいは申告等を行うことができ

るという環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 そういうふうにできるといいな

ども引き継がれるということですね。

それで、やはり相談の実態が本当に、じゃ、JITCOで効力を発しているのかどうかという点も含めて、その新しい体制への移行をちょっと説明してください。

うんですね。あそこへ行つたら解決してくれたよとか、親身になつて相談に乗つてくれたよという

ことがあります。それから、五十六条には同じような中身で地域協議会というのがあるんですね。この事業協議会と地域協議会といふものについて、これ、どういったものか、まずお伺いし

ます。それから、実習生自身は受け入れ機関から

不利となるような訴えというのを行うということは差し控えるというような問題点があつたということが指摘をされております。

それから、ちょっと時間なくなつたので先へ行

きたいたいと思うんですが、新しくできる外国人技能実習機構、これまでいろいろなこと、これまでよ

りも改善されますというのがこの実習機構の創設だというふうに思っているんですね。JITCOはやはり法的権限がこれまでないというふうに言われていましたけれども、外国人技能実習機構の方は認可法人ということなんですが、監督指導の

権限もあるというふうに伺っています。

この中に、例えば実習生のいろんな悩みとか問題点、トラブルを相談する窓口として相談員制度をつくるというふうに書いてあるんですが、この相談員制度というのは、そのJITCOの中ではどういうものになるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

現時点においてはJITCOの中にはJITCOの中にこういった相談員を置いているというものがございます。

○真山勇一君 その体制がそのまま新しいところでも引き継がれるということですね。

それで、やはり相談の実態が本当に、じゃ、JITCOで効力を発しているのかどうかという点も含めて、その新しい体制への移行をちょっと説明してください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

これまでの委託事業によりますJITCOにおける相談等の体制でございますけれども、これが母国語相談を実施をしておりませんけれども、これに電話で行われていたために対応時間の面等で利便性に改善の余地があつたということがございま

うね。そのためには、やっぱり実習生の口コミだと思います。

不利となるような訴えというのを行うこと

ですね。そのためには、やっぱり実習生の口コミだと思います。

不利となるような訴えというのを行うこと

ですね。そのためには、やっぱり実習生の口コミだと思います。

不利となるような訴えというのを行うこと

ですね。そのためには、やっぱり実習生の口コミ

いうのが今の説明ではちよつとはつきりしないのですが、この要するに組織の、協議会の意図というの一体どこにあるんですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

例えば、具体的な例で申し上げた方が分かりやすいと思うんですが、事業協議会ですと、牧野先生から御質問があつた例えは漁業ですか農業の適用除外になりますと、労働基準法の時間法制の適用外になつていて、そのような特殊性がござります。例えばそういう業種において、事業所管大臣が中心になつて関係業界団体を構成員としてこうした協議会を立ち上げていただきまして、その漁業なら漁業の分野の技能実習の適正化について御議論をいただくと。例えば労働基準法の労働時間法制の適用ではないけれども、やはりこの技能実習の労働時間についてどういうふうにやつたらいいのかということを議論をして取りまとめをしていただくと、どういうようなイメージで考えておられます。

○真山勇一君 やっぱり技能実習生、いろいろな問題があると思うんですけど、その中から何といふんですかね、雇つている側のその独特の問題うんどのとそれから共通した問題があると思う。その共通したいろんな問題点、トラブルを解決するためにはこういうもの必要ではないかというふうに思うんですが。

ただ、私がちょっと疑問に思つたのは、今お伺いしたようなことであれば、こうした法律にこうやつて書き込むほどのものなのかなと。やらないでそういう組織をつくるうとこでできる

て関係者で議論をしていくことは極めて重要なであるというふうに考えております。

○真山勇一君 これも、新しいこういう組織つくらんですから、是非これも機能して、そして効果を上げていただきたいというふうに、つくつただけで、話し合つただけで終わっちゃやっぱりいけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、時間がなくなりましたので、法務大臣にちょっと一点だけお伺いしたいんですけど、いわゆる強制帰国についてなんですが、先ほどの技能実習手帳を見ていただくと、六十一ページに、日本での滞在や出入国に関する相談というのが一番下にあります。その下から四行目、「あなたの意思に反して」、私、この「反して」が大事だと思うんですが、「帰国を促された場合に

あつては、空海港での出国手続の際に入国審査官にその旨を申し出ることができます」と書いてあるんですね。本当にこれだけ一言なんですが、

技能実習生が自分の意思に反して帰国しなくちゃいけないときに、最後の最後のとりで、頼りになるのがこの入国審査官の事情聴取というのか、話を聞いてくれる、本当に聞いてくれるのかと。これまでいろいろ伺つてみると、なかなかそこまでやつていなかつたんじやないかという感じが一

やはり本人がどういう理由で帰国をしなくちゃいけないのかというのはもちろん機構ですとか雇つ側からの話もあるわけですから、やっぱり最後の最後はやはり本人が納得して帰国できるのかどうか、本当にこれはしようがないと思える

り最後の最後はやはり本人が納得して帰国できるのかどうか、いや、でもこの帰国はおかしい、何とかしてほしいと思っているのかどうか、その辺りの大変この入国審査官の最後の事情聴取とい

ます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

技能実習制度につきまして、今日も各委員の先生方から問題点の指摘がございました。

やはり、本来の制度趣旨に反して単純労働、安

い単純労働力として使われているような、そういう単純労働力として使われているよう、そういう問題の一つではないかと思つております。

他方で、この日本の優れた様々な技術を実習生の皆さんに学んでいただいて母國の発展に生かしていただくと、この制度について十分理解をして、また評価をしてくださる、こういう声もある

のが実際でございます。ですので、この審議を通じて、また、この法律が成立した暁には、しっかりとこの制度趣旨に沿つた技能実習制度を実現を

してまいりたいと思います。また、啓発活動というものが問題でございますけれども、この点について、先日、参考人質疑の中で一つピントをいたいた気がしております。

ベトナムの送り出し機関であるエスハイ社のロンソン参考人をお呼びしてお話を伺つたんだけども、重要なことは何だと思いますかと、こ

ういった質問に対し、やはりその送り出し機関、そして監理団体、実習実施者、また技能実習

に対する実施している入国審査官によります出国の意思確認において、技能実習生の母国語で作成した意思確認票を用いながら、帰国を強制されいるか否かを総縛も含めて丁寧に聽取をするということにしておるわけであります。

委員が御指摘されたただいまの点は非常に重要なものと思つております。というのは、技能実習生の保護という観点から非常に重要であるというふうに認識しております。今度この制度ができるました際にも、技能実習生が不当な理由で強制帰国をさせられたりすることを防止するために、しっかりと実効的な方策として行っていきたいと、このように考えております。

○真山勇一君 ありがとうございました。終わります。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

技能実習制度につきまして、今日も各委員の先生方から問題点の指摘がございました。

やはり、本来の制度趣旨に反して単純労働、安

い単純労働力として使われているような、そういう問題の一つではないかと思つております。

他方で、この日本の優れた様々な技術を実習生の皆さんに学んでいただいて母國の発展に生かしていただくと、この制度について十分理解をして、また評価をしてくださる、こういう声もある

のが実際でございます。ですので、この審議を通じて、また、この法律が成立した暁には、しっかりとこの制度趣旨に沿つた技能実習制度を実現を

してまいりたいと思います。また、啓発活動というものが問題でございますけれども、この点について、先日、参考人質疑の中で一つピントをいたいた気がしております。

今回の法律案に、私は、この技能実習制度の目的ということは明文化されましたけれども、広報啓発、また関係法令の理解の促進というところもしっかりと、趣旨としては盛り込まれていると思います。しかしながら、明文の規定はないかと理解しております。国としては、国の責任をいたしましては、四条で必要な施策を総合的かつ効果的に推進をしていくと。また、主務大臣は基本方針を定めるということが七条に規定をされております。ですので、この広報啓発、関係法令の理解の促進というところを具体的にどのようにやつていくかということは一見して明確になつてない

生、各関係者がしっかりと目的意識を持つと、この実習を通してそういうことをしていくのかと、いうことを目的意識を持つことが重要だと思います。また、そのためにはマッチングが重要ですと、こういうことをおつしやつております。

参考人として来ていただいたこのエスハイ社、レロンソンさんは、送り出す前にもしっかりと実習生候補者に対して教育をして、また実習期間中も様々なフォローをして、帰国してからもフォローを続けていると、こういうお話をございましたけれども、本来はどういつた送り出し機関であつても、全ての技能実習生がそうした中で実習を行つていただけるようにしていかなければならぬと思っています。

これまで、もちろん取り組んできていただいだたとは思います。やはり本来の目的への理解、これがいかに浸透させていくかということが重要だと思います。

これまで、もちろん取り組んできていただいだたとは思います。また、啓発活動というのも丁寧に実習生を教えておりまして、やはり本來の目的への理解、これがいかに浸透させていくかということが重要だと思います。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

まさに技能実習、それぞれ業種ごとの特性、あるいは地域ごとの様々な問題というのが想定をされておりますので、こういった形で業種ごとの事業協議会あるいは地域ごとの地域協議会をつくつ

せるとか、そういうことがあってはならないと思つておりますけれども、先ほど御紹介しました、先日お話を聞きしたレロンソン参考人も、例えばプラスチック成形というだけではなくてゴム成形とかいろんな技能を修得できるようにしてほしいと、こういう声もあつたところでございます。

この多能工化というところについて、今回の法改正に伴う制度の改正では対応をどのようにしていくのか、また、その場合には、実施者側の都合にならないようにしていかなければならぬと思いませんけれども、その点についてどういった措置がとられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

多能工化の一、二、三についてのお尋ねでございます。この多能工化というところについて、今回の法改正に伴う制度の改正では対応をどのようにしていくのか、また、その場合には、実施者側の都合にならないようにしていかなければならぬと思いませんけれども、その点についてどういった措置がとられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

現行制度では、技能実習一号移行対象の職種、作業といたしまして、七十四職種、百三十三作業がございます。実習生は、この中から一つの作業のみを選択して、最長三年を掛けて当該作業に係る技能、技術、知識を修得することとしております。

一方で、近年の技術革新に伴いまして、これはいずれの国におきましても、作業現場では関連する複数の技能等を修得する、いわゆる多能工化が求められているのに対しまして、現行の技能実習制度では今申し上げたとおり対応をされておらず、実習生においても受け入れ側においても、双方にとつて非効率的な場合が生じているという指摘もされております。

こうした中、今回の制度見直しに向けて開催されました技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会の報告書におきまして、送り出し国側の多能工化の一、二、三について、産業ごとの変化や実態に応じて複数の技能等を修得できるようにするため、複数職種の技能を実習を行うことができるようになります。という提言がなされております。

これらを踏まえまして、新制度におきまして

は、同一の技能実習実施者の下での実習を前提といたしまして、作業上の関連性や、同時に、実習を行ふ必要性、合理性が認められる場合には複数の職種、作業にわたる実習を認めることとし、今後、詳細については検討してまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 詳細についてはこれからであるけれども、そうした二、三にも対応できるようにしていくと、いう御説明でした。

技能実習制度の趣旨を実現をしていくためには、技能をしっかりと修得をしていただいているかどうか、これを確認をしていかなければならぬと思いますが、その重要な方法として技能検定がござります。

現行では、基礎二級と一級と、また三年目が修了したときに三級と、この受験が可能となつております。しかしながら、この基礎二級、一級といふのはかなり受けただいていると思うんですねけれども、三年目修了時に受けただくことができる三級、この受験率は大変低くなつております。平成二十五年で見ますと〇・三%にすぎない。これでは三年間せつかく技能を修得をしていただいても、それがきちんと修得できたのかどうかという確認もできませんし、やはりこの受験率が低いというのは問題ではないかと思います。

一方で、この点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

技能評価試験の受験についてのお尋ねでござります。

現在の技能実習制度におきましては、技能実習

の受験につきましては事実上任意とされている

ということから、先生御指摘がございましたように、技能検定三級相当試験の受験率は非常に低調なものというふうになつております。

こうした中、平成二十六年六月に公表された法務省第六次出入国管理政策懇談会外国人受入制度検討分科会の報告におきましては、三年間の技能実習修了時の技能検定の受験については義務付けられておらず、受験率が著しく低い状況にあるが、技能等の移転のためには教育訓練効果が重要であり、技能等の評価、効果測定の体制整備、確立が非常に重要であるという指摘がなされています。

また、その後、今回の制度見直しに向けた詳細を検討するために開催をされました法務省・厚生労働省合同の有識者懇談会の報告書におきまして、技能実習一号修了時には技能検定三級相当の技能評価試験を受験することを義務とし、実習生が修得した技能等の評価が適切に行われるようになります。

また、その後、今回の制度見直しに向けた詳細を検討するために開催をされました法務省・厚生労働省合同の有識者懇談会の報告書におきまして、技能実習一号修了時には技能検定三級相当の技能評価試験を受験することを義務とし、実習生が修得した技能等の評価が適切に行われるようになります。しかしながら、この基礎二級、一級といふのはかなり受けただいていると思うんですねけれども、三年目修了時に受けただくことができる三級、この受験率は大変低くなつております。平成二十五年で見ますと〇・三%にすぎない。これでは三年間せつかく技能を修得をしていただいても、それがきちんと修得できたのかどうかという確認もできませんし、やはりこの受験率が低いというのは問題ではないかと思います。

ただ、この技能検定だけでこの技能実習の効果を全て測ることができるかというと、必ずしもそうとも言えないかもしれません。

このフォローアップをどのようにしていくかと云ふ観点から申し上げますと、過去四回、これまで技能実習生について帰国した後にフォローアップ調査を行つているというふうに承知しております。このフォローアップ調査の結果から、技能移転の成果、また課題についてどのように分析をしていくのかということをお聞きしたいと思いますけれども、また改善が必要と思われる事項といったこと。これまで、このフォローアップ調査、残念ながら非常に回答率が低くなつております。平成二十七年度の調査では一二%の回答率と、二十六年度では九・二%にすぎないということになつております。

これらを踏まえまして、新制度におきましては、技能実習二号修了時には技能検定三級相当の、また技能実習三号修了時には技能検定二級相当の技能評価試験の実技試験の受験を義務化いたしますとして、技能実習計画の策定に当たつては、

目標に各技能評価試験の合格を記載をしなければならないこととし、新たに設ける技能実習三号への移行に当たつては、技能検定三級相当の実技試験に合格しているということを要件とするということいたしております。

今後これらが適切に履行されるよう、外国人技

の受験が予定されているか確認をするとともに、

実習実施者や監理団体への実地検査の中で必要に応じ受験申請準備等の指導を行つてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 これまで任意だった受験について、実技面については義務化をするというお答えでした。これによつて目的意識を持つて技能を修得していただく、その技能自体のレベルについてもアップをしていくということを期待をしたいと、いうふうに思います。

ただ、この技能検定だけでの技能実習の効果を全て測ることができると、必ずしもそぞろとも言えないかもしれません。

このフォローアップをどのようにしていくかと云ふ観点から申し上げますと、過去四回、これまで技能実習生について帰国した後にフォローアップ調査を行つているというふうに承知しております。このフォローアップ調査の結果から、技能移転の成果、また課題についてどのように分析をしていくのかということをお聞きしたいと思いますけれども、また改善が必要と思われる事項といったこと。これまで、このフォローアップ調査、残念ながら非常に回答率が低くなつております。平成二十七年度の調査では一二%の回答率と、二十六年度では九・二%にすぎないということになつております。

これらを踏まえまして、新制度におきましては、技能実習二号修了時には技能検定三級相当の、また技能実習三号修了時には技能検定二級相当の技能評価試験の実技試験の受験を義務化いたしますとして、技能実習計画の策定に当たつては、

目標に各技能評価試験の合格を記載をしなければならないこととし、新たに設ける技能実習三号への移行に当たつては、技能検定三級相当の実技試験に合格しているということを要件とするということいたしております。

今後これらが適切に履行されるよう、外国人技

能実習機構におきまして、技能実習計画の認定を行つ際には、前段階における試験の合格や、当該

試験に係る技能実習の修了時に必要とされる試験の受験が技能実習二号に移行するための要件とされているものの、これ以外の試験

立った具体的な内容としては、修得した技能が八・四%で最も多くなっているということから、帰国した技能実習生から高い評価を得ているものというふうに考えております。

さらに、帰国後の進路といたしましては、雇用されたあるいは雇用される予定と回答した方と起業したと回答した方を合わせて、その四分の三以上が実習と同じ仕事か同種の仕事に就いていると回答しております。多くの実習修了者が日本での実習の成果を有効に活用しているものと考えております。

一方、このフォローアップ調査から浮かび上がります課題といたしましては、保証金等を送り出し機関や監理団体に預けたという回答も平成二十七年度の調査において一六・五%と、人権侵害等につながる問題が今なお残っていることを示唆する結果となつております。

このため、今後は、送り出し国との間で二国間取決めを作成し、こうした保証金等を徴収する不適正な送り出し機関の排除に努めることとしているところでございます。

また、これも御指摘がございましたこの調査自体の問題でございますけれども、回収率が過去四年間で九・二%から一七・一%と低い水準で推移をしております。実習生の帰国後の実態を正確に把握する上での課題であると認識をしております。

このため、今後は、新たに設立される外国人技能実習機構が調査の実施主体となりまして、監理団体や実習実施者に対し、実習生が帰国後、調査に着実に協力していくだけのよう働きかけることを要請するとともに、一国間取決めを作成する際にも、送り出し国政府からも実習生が調査に協力するよう送り出し機関を含めて指導していくただくよう交渉するなど、回収率を高める工夫をしてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 フォローアップ調査の内容を見ると、この技能実習で学んだことが役立つたというふうに回答してくださっている方が多いとい

立った具体的な内容としては、修得した技能が八・四%で最も多くなっているということから、帰国した技能実習生から高い評価を得ているものというふうに考えております。

さらに、帰国後の進路といたしましては、雇用されたあるいは雇用される予定と回答した方と一緒に業したと回答した方を合わせて、その四分の三以上が実習と同じ仕事を同種の仕事に就いていると回答しております。多くの実習修了者が日本での実習の成果を有效地に活用しているものと考えております。

一方、このフォローアップ調査から浮かび上がります課題といたしましては、保証金等を送り出し機関や監理団体に預けたという回答も平成二十七年度の調査において一六・五%と、人権侵害等につながる問題が今なお残っていることを示唆する結果となっています。

このため、今後は、送り出し国との間で二国間取決めを作成し、こうした保証金等を徴収する不適正な送り出し機関の排除に努めることとしているところでございます。

んのか低すう

ことで、一定の成果は認められるかとは思いますが、しかし、申し上げたとおり、回収率は極めて高いですので、そういう回収が、回収という提出をしない方々がどう思っているか、そこ部分がむしろもしかしたら重要かもしません。このフォローアップ調査、これまで行っていたものでは、調査対象者の方に郵送でその査票を送つていただくと、JITCOの方にでようか、郵送で送つていただくということだそうです。しかしながら、まあ郵送でもいいかもしれませんけれども、この時代に、インターネットこれだけ発達しているわけですから、査票に入をして郵送するというよりは、やはりインターネットなどで回答できるようにした方が回答というのは上がるのではないかと思いますし、計算も早いでしょうし、そういう効率化というのも私は進めていくべきだと思いまして、検討をいたただきたいと思います。

政府間の取決めの作成は急ぐわけでござりますが、それが作成されるまでの間、どのように送り出し機関の適正化のための措置を講ずるかというお尋ねでございました。

その間ににつきましては、監理団体の許可、あるいは技能実習計画の認定の手続が新しい制度の下で行われることになりますので、保証金の徴収等がないことも含めまして、送り出し機関に関する資料を個別に提出していただきまして、必要な証明を求めた上で、適正な送り出し機関かどうかを外国人技能実習機構及び主務大臣がよく吟味いたしまして、不適正な送り出し機関の閑与を排除することに努めてまいる所存でございます。

○佐々木さやか君 保証金を取られているかどうか、そういうことにについて、技能実習生本人はなかなか話すことは難しい状況にあります。ですので、そうした情報をいかにきちんと把握するか、難しい面もあるかもしませんが、適正化のためにしつかり取り組んでいただきたいと思いま

す。

以上で終わります。

ただいたわけですけれども、それぞれ立場は違つても委員の皆さん取り上げておられるように、私は率直に申し上げれば、出稼ぎ労働だという実態が、政府・与党の皆さんが適正な受入れになつてゐるところが、一つの事実であります。ふうに思うんですね。

そこで、お手元に、そのとき実習実施機関の会社で、板金職種の技能実習をしている実習生の受け入れ状況として事業所から配付をされました資料をお配りをいたしました。この会社では様々な工程があるわけですから、技能実習の一年目をして二年目と進む中でそれなりの技能を身に付けていくつて、三年目にはその工場で必要とされる技能、これ言わば多能工的に身に付けて戦力となつてていると。今日、真山理事もお尋ねになりましたけれども、高卒の求職がなくなつていく中で、実質この技能実習生がないないと仕事が回らないといふことをおっしゃっていたんだと思うんですね。ですから、一番上に書かれている実習生が三年目の期限を迎えて来年一月に帰国をされるわけですが、けれども、それと同時に、その言わば代わりとして三十人、二つの会社で二つある、三月先に進

す。
また、これを徹底的にこよなくしたこの調査結果は、
体の問題でござりますけれども、回収率が過去四年間で九・二%から一七・一%と低い水準で推進
をしておりまます。実習生の帰国後の実態を正確に
把握する上での課題であると認識をしておりま

今説明の中にもあつたように、このフォロー アップ調査でもまだ保証金の問題があると。過去四回、一番、平成二十年ですかね、その調査に比べれば減っていますけれども、しかしながら、平成二十五年、二十六年、二十七年度を比べても余

(委員長 秋里公造君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

で新しい一人の実習生を迎えるらるよう手綱を進めてゐるところだと、そうしたお話をあつたわけです。

この点について、今御説明の中でも、二国間取
めを行つていくことで適正化を図つていくとい
う認識しております。この制度の趣旨の実現のため
に非常に重要な機関の適正化、どう図つていいかという
あります。

○委員長(秋野公造君) ただいまから法務委員会を開いて、本題に付けて議題を立てます。

休憩前に引き続き、外国人の技能実習の適正化を実施及び技能実習生の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でござります。

せんだつて、十一月の八日に法務委員会で技能実習生を受け入れていらっしゃる実習実施先を視察をさせていただきまして、入管局長も御同行下さいました。

母国でどんな仕事に就いてどんな賃金だったかと、それぞれその暮らしている地域の最低賃金だったというふうにお尋ねをしましたら、答えになつたんですね。ちなみに、帰国をしての夢というのは何かと与党の理事からお尋ねがありまして、お一人はレストランを経営したいとおっしゃいましたし、農園を営みたいという方もありました。お一人は、父親の製造関係あるいは整備関係だっただつたと思ひますけれども、会社を大きくしたいというお話だつたと思うんですね。

その私の問い合わせに地域の最賃ですというお話をあつたので、調査室の方も借りてちょっと調べさせ

第三部

せていただきましたが、それが一枚目の表です。インドネシアの月額法定最低賃金単位はルピアですけれども、で、例えば一番低いスマランという地域では百九十万九千ルピア、ジャカルタ特別区で三百十萬ルピア、桁は大変大きいですが、日本円に換算しますと、スマランのその百九十万云々というのは一万四千六百七十二円程度なわけです。

あの工場で実習生にどれぐらい払っていますかと、これは歩きながらの問い合わせでしたけれども、社長さんがおっしゃったのは、およそ年収三百万円ぐらいいになると思いますというお答えだったわけですが、これが母国の最低賃金とどれぐらい違うかということを計算しますと、スマランに住んでこちらに来られた方だったら、一年分で約十七年分の最賃に当たるんですね。ジャカルタでも約十年分ということになるわけです。これが三年分ということになれば、もちろんいろいろ日本で暮らしているわけですから差引きはあるでしょうけれども、母国にいる三十年分が五十年分かというものを稼ぐぐらい技能実習生の母国での賃金との格差というのはすごく大きいものがあると。

だから、日本に来てそうした稼ぎを上げて、帰国したらちょうど三十前ぐらいになりますから、お国では一人前にならなきやいけないお年頃なんだと思うんですね。だから、レストランを経営したいとか農園を経営したいとかいうお話になつてきて、実習生の目的というのはそういうことだと思います。一方で、実習機関の人手不足というものが現にあって、これの解消の一環といふのも極めて強いと。

これを素直に見たら、局長、実態はまさに出稼ぎ労働なのではありませんか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

法務委員会で視察に行つていただいた場で、今委員が御指摘のようなやり取りがあつたことは承知してございます。

出稼ぎ労働と評価すべきかどうかにつきましては、ちょっと個別具体的な案件を前提にして答弁

するのは差し控えたいと存じます。

○仁比聰平君 前提として私が申し上げたやり取りがあったことは承知をしているというふうに局長もおっしゃったわけですよね。私は、素直に物事を見れば出稼ぎ労働なんだと思うんです。

これを移民政策を取るとか取らないとかという議論に結び付ける大きな議論が必要だと今日与党の議員からもありましたけれども、何にせよその実態と技能移転という建前というものが乖離を生む中で、技能移転の建設だということによつて労働者保護の対象だとされながら、労働者が権利侵害から逃れる最大の中核になる職業選択の自由、実習先選択の自由が制度上実習生には認められていないわけですね。そこに付け込んで、送り出しから入国、実習、それから強制帰国を始めとした出国に至るまでというふうに言つていて、ようけれども、それぞのプロセスで様々なやからが実習生を食い物にする、こういうプローカーが横行する構造になつていると。そこが参考人からも指摘をされた、私は技能実習制度の根本的な問題なのではないかと思うんです。

そこで、本会議の代表質問で、世耕大臣、世耕経済産業大臣が実態調査を約束をされました岐阜県のアパレル縫製産業をめぐる実習生の実態について少し伺つていきたいと思うんですが。

本会議でも指摘したように、極めて深刻な低賃金、長時間労働が横行をしています。愛知県労働組合連合会がユニオンをつくっていますけれども、そこの組合員として、七月以降だけで計七件、実習生の数で二十四人に上る労働基準監督署に対する申告だとか、あるいはもちろん団体交渉だとかということが行われているんですが、二つだけ政府の認識を確認したいと思いますけれども、まず一点目は、著しい最賃違反、労基法の割増し賃金違反の実態です。

この二十四人の実習生たちがいずれも最低賃金を大きく下回る賃金で働かされています。岐阜県の最賃は七百七十六円ですけれども、三百円だとか四百円だとという時給になつていると。しか

も残業代が四百円から六百円というような幅で、割増しがされないどころか最賃を下回る残業代なんですね。しかも、土曜日は無給だとか一ヶ月間休みがないとか、そうした業者がたくさんあると。

もう一つは、そうした権利侵害に怒りを感じて、あるいは苦しんで、労働組合に入つてこのやり取りを始めたなら、この組合を辞めろという不当労働行為が行われ、挙げ句に、あなたは整理解雇され日本にやつてきてている若いベトナム人実習生が大変多くなつていると労働組合の関係者はおつしやつています。だから、最賃違反で四百円なんという残業代でも、これを百時間残業しないとそこの日々の借金返済のための仕送りができるないと、どうにもならないところまでがんじがらめにされているわけです。

政府はこういう実態を把握していますか。

○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のございましたように、岐阜の縫製業において、外国人技能実習生について長時間労働が行われている事案や時間外手当が法定額未満で支払われている事案、賃金が法定額未満で支払われている事案、こういったものがあることは私どもとしても把握をしてござります。

個別の事業場に係ることについてはお答えは差し控えさせていただきますが、一般的には、こういった働く方から労働基準法等の法令違反があるとして労働基準監督署に申告がなされた場合には監督指導を実施をし、その結果法令違反が認められた場合には、その是正を指導をしているところをございます。

また、組合に加入することについての御指摘ございましたが、技能実習生の方が労働組合に加入をしたことを理由に使用者が解雇あるいは不利益取扱いといったようなことを行なうことは、御指摘のとおり、不当労働行為として労働組合法で禁止をされているところでございまして、仮に不当労働行為が行われた場合には、労働組合は、都道府県労働委員会に救済命令の申立てを行なうことができると、こうしたことになつてございます。

○仁比聰平君 実態をお認めになられているわけ

このベトナム人実習生たちの状況というのは極めて深刻です。もとより、この実習に耐えられずに途中で辞める、あるいは失踪してしまうということになれば、母国での担保が取り上げられる。しかも、せんだつての参考人質疑で、とりわけ齊藤参考人などが述べておられたように、母国の送り出しに当たつて大きな借金をさせられているわけですね。日本円で百万円とか五百十円とかいよいよ闇金融的なところからの借金を背負わざり出でます。だから、最賃違反で四百円なんという残業代でも、これを百時間残業しないとそこの日々の借金返済のための仕送りができると、どうにもならないところまでがんじがらめにされているわけです。

こうした実習生が、入国時の技能実習計画、これに全く反していることは明らかなわけですから、だから技能実習計画どおりの実習が続けられないという事態なのであれば、解雇するとかいうことではなくて、新しい適正な技能実習先をしっかり定めるというのが政府の今でも責任だと思っていますが、いかがですか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

現行の制度における解釈でございますが、入管当局で行つてある不正行為の通知の制度の中には監督指導を実施をし、その結果法令違反が認められた場合には、その是正を指導をしているところございませんが、先ほど厚労省から御答弁がございましたように、その解雇が労働法令違反になるということであればこれは労働法令違反という不正行為に当たるものでございまして、受入れ停止等の措置が講ぜられるところになります。

そして、もう一つのお尋ねの受け側、実習実施機関側の事情で継続が困難になつた場合、これは現行制度の下におきましても、本人に責めがなくて引き続き技能実習を行うことが本人が希望しているような場合であると思われますので、その場合には監理団体に対しても新しい実習機関を確保するよう指導するとともに、状況に応じましてJITCOの協力も得るなどして新しい実習先の確

保に努めて、その間の在留を継続させた上で、引き続き技能実習生として計画どおりの技能の修得ができるよう、できる限りの配慮をしておるということございます。

○仁比聰平君 いや、できる限りの配慮といつて、技能移転のために入国してもらっているというのが建前なんですから、これは新しい実習先を確保する、そのときまで、そこまでちゃんと政府が責任を負うと、生活の問題も含めて、これが受け入れている国の責任だということを強く改め申し上げておきたいと思うんです。

問いたいのは、この件で監理団体は一体何をしきてきたかということなんですね。この監理団体が求められているような適正な監理をしていれば、こんな最質違反の実態がずっと続いている、しかも業界に蔓延するというようなことはあり得ないと思うんですけども、一体、入管としてどのように実態調査をしているのか、こういう場合にはどう臨むんですか。

○政府参考人(井上宏君) 現行法におきまして、入管局といたしましては、不正行為に関する情報を入手した場合には、実態調査を積極的に行なうなどしてその現状の、実情の把握に努めてまいりまして、その現状の、実情の把握に努めているところでございますが、一つの監理団体の下で多数の不正行為が発生するような状況が例えれば把握されましたら、それはその監理団体において

実効性のある監査が行われていない疑いが非常に強くなっていますので、そういう場合にも実態調査を行なうなどして厳正な対処に努めるようにしておるところでございます。

○仁比聰平君 いや、そうおっしゃるけれども、現にとんでもない、実習生を食い物にするやり方が横行しているわけですね。

私が今申し上げている実習実施先というのは、これはファッショングループといふ企業だったんですね。けれども、実習生の給料から毎月、水光熱費と称して八千円が天引きされていました。実習生がこの天引きというの是一体何なのかということを繰り返し尋ねるわ

けですが、その中で、実習実施先は、八千円は関係ない、つまり自分の実習実施先の会社とは関係ない、それは組合だということを技能実習生に言っている。組合というのは監理団体のことです。監理団体はアジア共栄事業協同組合というと

ころですけれども、つまり、実習生の僅かな給料から水光熱費と称して八千円を天引きさせて、これを監理団体が全部我が手にするとということをやつてきているわけですね。

もう一点、監理費と称して、このファンションあるいは監理団体は毎月実習生一人当たり三万円の監理費を取っているということを認めているわ

けです。

○政府参考人(井上宏君) 結局、監理業務の名によつて実習生を食い物にするやからを排除できず、現在進行形でベトナム人実習生たちが苦しんでいると、これが実態ではありませんか。こんなことを許すのかと。局长、いかがですか。

○政府参考人(井上宏君) 監理費の徴収につきましては、現行制度におきましては、これは法務省令におきまして、これ技能実習生に直接又は間接に負担させではなくといふことを定めているほか、運用上も、当局から監理費徴収明示書といふものの様式を示しまして、適正な監理費として徴収できる費目の例などを示しておるところでござります。

御指摘の案件の中で、何か別の名目で、光熱水費の名目で天引きしているという指摘ございまして、それが監理費を実質、技能実習生に負担させているという点に当たることであるといったことは、監理費の徴収が行われるよう、できるだけ基準を明らかにして、適正な徴収が行われるように努めてまいりたいと思います。

○仁比聰平君 いや、適正な額というのがどんなものなのか、基準を明らかにして、できるだけ明らかにしてと今御答弁がありましたが、つまり、現在は適正と言ひながらその基準がない。しかも、監理団体をチエックすると。実際、適正かどうかということを、例えば帳簿なんかも含めて洗いざらいチェックするなんていうことはこれまでないでしよう。

○仁比聰平君 いや、当たるとすればなんて言つておる場合じやないということなんですよ。

○仁比聰平君 そのガイドラインには実費という概念があるでしょう。監理業務の実費というのは一体どういうものなんですか。監理団体が実習先に対しても月三万円だとか、五万円といふ監理団体だつてありますけど、そういうふうに言つて、実習先が、あ

あ、そうですか、それでも人手不足ですから欲しいですと。工賃は低いんだけれども、その中から監理団体に五万円、水光熱費で八千円天引きする、それで残業代は三百円、四百円ずっとやらせると。

そういう構造になつている根本というのは、結局、プローカー的に実習生一人一人を物のように入れてですよ、そこから食い物にしてるということじゃないですか。それを現に許している、現に容認しているこれまでの制度というの是一体何なんだと私は聞いている。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

監理団体による監理費の徴収でござりますが、これは、監理団体は営利を目的としない団体といふことにしてござりますので、監理業務に通常伴う適正な金額の実費の負担を実習実施者に求める、ということは認められるところでございまして、例えば、入国当初に行なう講習に要する費用でありますとか、訪問指導、監査に要する費用等々の費用を先ほど申し上げました監理費徴収明示書といふものの中に掲げまして、その中で適正額を徴収するように指導しておるところでござります。

そのようなことで適正に努めておるところでございますが、新制度におきましても、その適正な額の監理費の徴収が行われるよう、できるだけ基準を明らかにして、適正な徴収が行われるよう努めてまいりたいと思います。

○仁比聰平君

私は、平成二十六年の三月十七日のこの委員会で、労働者派遣事業を目的としている株式会社が監理団体の委託を丸ごと受けて不当な、実習生の、食い物にしてるではないかといふ問い合わせたことがあります。そのときの当時の局長の答弁に、「監理団体が外部の機関に講習や監査などの業務を言わば丸投げしているような場合は、監理する体制を有していないとして不正行為に該当することとなりますが、外部の機関を指揮命令しながら業務の一部を分担させていた場合は必ずしも不正行為に該当するものではありません。」といふ答弁があるんですね。

この必ずしも不正行為に該当するものではない場合があると言わんばかりのこの答弁が口実になつて、現場では、営利目的の株式会社が既に潰れた、あるいは実体のない監理団体の名義を買つなどして、そこから業務委託を受けたといつて介入し食い物にする、こういう実態が横行しているわけですね。

しては、いわゆる実費の中で個別具体的な案件に基づいて評価するということになります。
・入管当局が適正な監理費かどうかを審査する場面といたしましては、これは定期的には、現状の監理団体に五万円、水光熱費で八千円天引きする、それで残業代は三百円、四百円ずっとやらせると。

しては、いわゆる実費の中で個別具体的な案件に基づいて評価するとなります。
・入管当局が適正な監理費かどうかを審査する場面といたしましては、これは定期的には、現状の監理団体に五万円、水光熱費で八千円天引きする、それで残業代は三百円、四百円ずっとやらせると。

一六

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。
まず現行制度におきまして、監理団体が行う業務のうち、監査や訪問指導など、まさに監理業務の根幹を成す部分につきましては、監理団体が自ら行う必要があると考えております。したがいまして、このような業務を監理団体が外部の機関に言わば丸投げしているような場合には、それは監理する体制を有していないとして不正行為に該当することになると考へております。
○仁比聰平君 いや、そうおっしゃるけれども、お手元の資料の、ちょっと十枚目以降になりますが、この日本に現在活動している受入れ関係の機関のホームページから資料を作っています。SKモールド株式会社、これはもちろん宮利を目的とする株式会社ですが、十枚目のリードの部分にありますように、当社では技能実習生受入れの管理業務を行う監理組合から業務委託を受け云々とした上で、次のページですが、実習生募集及び管理の流れとして十一項目を挙げています。求人、監理組合への手続、送り出し機関との手続、現地送り出し 국내に臨んでの実習生の選考、面接、入国、入管との手續、そして、当社が毎月一回受入れ企業様に訪問し、仕事、生活指導を行いますと堂々と述べているわけですね。

三枚目見ていただければ、連携している監理組合として岐阜県日中友好技能実習協同組合連合会が挙げられていますが、これは、私が繰り返し指摘している岐阜アパレルにおいて中国人などの実習生の受け入れを行ってきているところですよ。つまり、こういう監理団体の業務委託を受けてやっているんですけどホームページに堂々と述べているじゃないですか。その上に、もう一つ連携している組合として協同組合首都圏コンストラクトというのがありますが、これは、私が前回の質問で不正行為認定がされたではないかというウイルユ二オンと一体の監理団体です。

その首都圏コンストラクト中国支部という企業情報、次のページですけれども、ハローワークに求人情報を出しています。この応募は既に終了しました

ているのですが、御覧いただきたいのは、賃金のところ、技能実習生に係る総務全般を担う職員を募集しますというんですが、その賃金として営業歩合給ありますと書いてありますよね。新しい会社で技能実習生受入先を探した場合は支給しますというので、一円万円から十万円というわけですよ。実習生を受け入れさせるということがなればそういうボーナスをどんどん出していく、だから、もっともつとということになつてプローカー行為の温床になつていてるわけで、そのものと言つてもいいかも知れない。

その次のページにはORJという、これもまた株式会社のホームページですけれども、一枚目見ていたら、現地面接、実習生の決定、書類準備、空港への出迎え、寮の手配、備品準備、生活サポート、緊急時、トラブル発生時の対応、日本語教育、試験対策に帰國後の就職支援、これ全部自分のところが一手に引き受けますというふうに宣伝しているわけですね。

最後、SHIMADAという株式会社ですが、ここは自分の株式会社への管理部長を募集をしているわけですが、これは、取引先の管理部長として協同組合関西技術協力センターへ出向となりますということが前提なわけですね。つまり、労働者派遣を始めとした営利を目的とする株式会社がこのように人的体制も整えて、マージンまで出して人を組織して、監理団体に出向させることも含めて送り出すと、そうやってブローカー行為を今この制度の下で、制度を隠れみにしてやつているというのが実態ではありませんか。堂々とこれが野放しになつていてる。

局長は不正行為認定するなんと言うけれども、実際に野放しになつていて、現に実習生を受け入れている、その構造を一体どう正すのかと。ちょっととほかにも通告がたくさんあつたんですね。けれども、持ち時間の関係でこれが最後の議論にならざるを得ないんでしそうけれども、まず局長、どうですか。

の記述等につきましては、個別具体的な案件でござりますので詳細のコメントは差し控えたいと思いますが、要するに、技能実習制度における監理団体としての求められた機能から逸脱した、その趣旨を完全に履き違えた宣伝が行われているということであれば、それは全く不適当なことでござりますので、その点については、その旨を説明して、適切な対応を取るよう指導してまいりたいと思いますし、それを端緒として、不正行為の事実の調査もできる限りしてまいりたいと考えております。

○仁比聰平君　いや、宣伝の問題じゃないんですよ。実際に生身の実習生をこういう考え方と、もうけの手口の下で扱つて、皆さんの入国審査をくぐり抜けて奴隸的な労働かせ方をしているわけじゃないですか。これどうやつてなくすというんでですか。最後、一問聞いておきます。

○政府参考人(井上宏君)　この件につきましては、入国管理当局として鋭意努めるほか、労働基準監督機関等とも連携いたしまして、適切な対応に心掛けてまいりたいと存じます。

○仁比聰平君　そんなことではどうにもならない。

○高木かおり君　日本維新の会の高木かおりでございます。

先日、本委員会で、特別養護老人ホームの浅草ほうらいさんと、それから株式会社の三功工業所さんを視察させていただきました。本日の委員会でも視察についてお話を出てまいりましたけれども、受入れ側とそれから実習生側、お互いに人と人とのつながりやコミュニケーションができるていて、本当にいわゆる成功例を視察させていただいたと実感しております。EPAで来られていた介護福祉士の候補生の方々、本当に向上心があふれる感じがいたしましたし、インドネシアから来られている技能実習生の皆さん方のお話からは夢や希望が感じられまして、まだまだ若い彼らが、例え日本から帰つたら、母国へ帰つたら家族と会

社を経営したり友達とレストランを経営する約束をしているんだなどとお話をしてくださいました。

また、先日の参考人質疑の折には、例えればレロンソン参考人、ベトナムの方でござりますけれども、高い技術や技能はもちろんのこと、品質や納期、コストなどの物づくりの精神や、信頼それから人間関係のつくり方などベトナムが学ぶべきことが多くあると発言をされておられましたし、そのほか、齊藤参考人からは、ベトナムで幾つかの日系企業を調査すると、技能や日本語というのは余り期待はしていないんですけども、日本での働き方やその文化や、時間を守るなど何か片付けをするなど、そういうたところが若干評価をされていました。

こういったことからも、やはり厳密に言いますと、今まで議論されてきました本来の技能実習制度の目的に沿った意味合い、いわゆる技能の移転という意味では実習が行われているかというと、必ずしもそうだと言えない部分があるよう感じました。

今回、何度も議題に上がっております今の日本の労働力不足の中での本音と建前の問題がございますが、今後も人口減少をしていく中でどのようにこの労働力不足というものを改善していくのかと、そういう問題は避けては通れないのではないかと思ております。今、現実、どうするのかということに直面をしているわけですから、できるだけこの本音と建前の距離を小さくすることができたが今求められているのではないかと考えております。

実習生の皆さん方は、日本の会社の働き方、先ほども申しましたが、人間関係のつくり方、そういった日本式の生活や言語、文化、こういった様々なことを学んで自國へ帰つてしているわけです。そこで学んだビンボイントの技能や技術ということではないかもしれませんけれども、確実に様々な形で日本を本国へ持ち帰つているんだと実習生たちのお話を聞いて感じたところでございました。

げたような形で法律、制度等を改めさせていただきました。くといふことを御説明をさせていただきました。ですから、あとは、法律を成立をお許しをいただきましたならば、しっかりとその施行までの間に細部についてちゃんと詰めをさせていただき、それをきちんと実現をしていくということに政府として尽力していかなければならぬというのも当然のことだらうと思っております。

○高木おり君 ありがとうございます。しっかりとその運用面の方も徹底して是非ともやってもらいたいなと思つております。

今回の技能実習制度で大きな問題となつてゐるのは、今日も議論の中に何度も上がつております。たけれども、やはり技能実習生が受入先で不当な扱いを受けたり、そもそも技能実習制度を利用し不法就労を目的とするような事態が起つてゐる、それをいかに回避して失踪者を出さないようになりますためには今まででも議論を重ねてまいりましたけれども、幾つかの点をきちんと、先ほどもございましたが、法で定め、運用をしつかりしていくことがやはり一番重要であると私も考えておりますが、今回の法改正で新しく設置される予定の外国人技能実習機構がしっかりと管理をして取り締まる役割という点から非常にこの機構というのは重要なとを考えますけれども、実習生の保護の観点から、機構ではどのような業務を行ひ、またどのような人材が機構の発起人ですか役員、それから職員さんに選任されるのか、お聞かせください。また、あわせて、地方事務所の方ではどのような人材配置になるんでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。外国人技能実習機構の組織等についてのお尋ねでございます。

まず、この技能実習制度でございますけれども、これ先ほど橋本副大臣からも御答弁をいたしましたとおり、開発途上国・地域等への技能移転、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度ではございますけれども、一方

で、御議論をいたいでいるところは、一部において、制度の趣旨を理解せず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使用されており、労働関係法令の違反ですとか人権侵害が生じている等の指摘がされております。こういう中で、今のような問題を改善し、制度の趣旨に沿つた運用の確保を図るため、新たに法律に基づきまして外国人技能実習機構を設立をして、技能実習制度を管理監督する中核組織として位置付けるということとしております。

具体的なこの機構の業務でございますけれども、この法律に基づきまして、技能実習計画の認定、実習実施者や監理団体への実地検査、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可に関する調査などをを行うものとしております。

さらに、この機構の体制でございます。こうした今申し上げたような業務に対応するために、実習実施者や監理団体が全国各地に所在していることとも踏まえまして、本部はもとより、全国十三か所に地方事務所を設置をするということとしております。また、その人員体制でございますけれども、本部には約八十名、地方事務所には二百五十名、合計で三百三十名程度を配置することとしております。

具体的に配置をされる職員でございますけれども、今申し上げたような業務を担当するということとでござりますので、入管法あるいは労働関係法令に精通をし、かつ実地検査等についても経験を有するような職員を配置をしてまいりたいと思います。そういった観点から、入国管理行政あるいは私ども労働行政の関係職員の現役出向といふものも併せてこの中で検討しているところでございます。

○高木おり君 ありがとうございます。

今、数の方もお答えをいただきました。全体で三百三十人を配置するということで、地方事務所の方は十三か所で、本部の方に八十人と地方に二百五十人という配置でございましたけれども、こ

の人数で本当に適正な管理ができるいくのかといふのは、やつていく中でのことになるかとは思いますが、それでも、きちんと管理ができるよう状態になるようであればまた検討をいたいで、人間を増やすですか配置転換をするですか、そいつた対応策の方も考慮をしていただきたいとふうに要望をしておきます。

それでは次に、現行のJITCOに技能実習制度を今は委託をしているわけですねども、どういった点が新しく今回設置される外国人技能実習機構と違うのでしょうか、明確にお答えください。

○政府参考人(宮野甚一君) 新しく設置をされま

JITCO、国際研修協力機構が厚生労働省から技能実習制度推進事業を受託をいたしまして、制度の適正かつ円滑な推進を目的として監理団体や実習実施機関に助言、指導等を行つております。その事業の一環として巡回指導を行つておりますけれども、巡回指導では不正を的確に発見できないという指摘があり、さらに法令上の権限がないため指導にも強制力がなく、あくまでも支援、助言の事業にとどまっていることから実効性の点で問題があるという指摘をされているところ

でございます。

一方、新制度におきましては、技能実習法案に基づきまして、先ほど申し上げておるとおり、新たに認可法人として外国人技能実習機構を設立をいたしまして、先ほど御答弁したとおり、法令に基づきまして様々な業務を行うということにしております。

このように、法的な権限のないJITCOによる巡回指導とは異なりまして、法律上明記された業務を外国人技能実習機構が実施するということであり実効性のある制度運営が可能になるものといふふうに考えております。

○高木おり君 今御答弁いただきました、様々

変わることころはあるということですけれども、一番大きな部分というのはやはりこの技能実習機構の方に法の権限ができるといふところかと思います。

この技能実習機構は、監理団体や実習実施者等の実地検査の権限が与えられるわけですけれども、どのよう頻度で、またその頻度の根拠、理由というのをお聞かせください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。まず、外国人技能実習機構が実地検査を行います頻度でございますけれども、監理団体と実習実施者、まず監理団体については年に一回必ず監理団体、実地検査を行つ、それから実習実施者につきましては全数について三年に一回実施を行うと

いうことでございます。

まず、監理団体につきまして、年に一回とい

うこととでござりますけれども、監理団体につきましては、たびこれ不適切、監理団体について、たび不適切な対応があれば、その影響につきましては、多くの場合、複数の実習の実施者に及び、そこで実習を受ける多くの実習生に不利益が生ずるということを踏まえまして、制度の適正化においてその役割は極めて重要であるということから年

に一回ということにしているところでございます。

引き続きまして、実習実施者についてでござりますけれども、実習実施者につきましては、今申し上げたとおり、監理団体の実習実施者に対する実地監査がござります。それから、そもそもそれが実習計画を認定をするという時点でのチェックがございます。さらには、労働基準監督官等々によります必要に応じた検査を行つというところを、全体的なところを踏まえまして、一

号、二号の研修期間というのは三年でござりますので、全て三年に一回、この検査を行うということとしているところでございます。

○高木おり君 ありがとうございます。回数的に決して少なくないという認識であるということかと思います。

ただ、先日の参考人質疑の折に旗手参考人は、監理団体については年に一回のチェック、それから実習実施者は三年に一度、先ほど御答弁いたしましたように実習実施者に関する監理団体の方からのチェック機能もあるということではございましたけれども、なかなか、この参考人の方のお話によりますと、非常に心もとないというふうに思ふというような表現をされておりました。こういった上からの規制の一形態、そのやり方ではなかなか限度があるのじやないかというふうに危惧をされておられました。

その上記の回数で機構の監視、監督の実効性の担保というのが保たれるんでしょうか。それについて再度御見解をお聞かせください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

監理団体につきまして年に一回、それから実習実施者につきまして三年に一回ということをございますけれども、先ほど来御答弁をいたしましたとおり、研修実施計画につきましても、認定制といふことでも最初にチェックをいたします。それよりまして監理団体自身の許可制といふものを導入をいたすところございます。

こういった今回の新しい制度全体の体制を踏まえまして適正な運用ができるものであるというふうに考えております。

○高木かおり君 そのほかにもいろいろとチェック機能があるということでございました。

この外国人技能実習機構、先ほどからお話を聞いております実地検査、この実地検査を行うことなどはどのように具体的に検査をするんでしようか、お聞かせください。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

実地検査は具体的にどういう形で行うのかといふことでござりますけれども、実地検査につきましても、具体的には、基本的に申し上げますと、研修実施計画のとおり実際に研修が行われるかという観点からチェックをするというものです。

ございます。
当然これは、それぞれの実習実施者に実地に訪問をいたしまして、実習実施者の責任ある方からヒアリングをする、あるいは、例えば賃金台帳等々の諸帳簿を直接確認をする、さらには、技能研修生御本人、あるいは同じところで働いている日本人の従業員の方も含めてお話を伺う、そういったような内容を全体的に行いまして、実習が適正に行われているかというところをチェックをするといふことでございます。

その上で、指導の必要があるものについては指導を行い、例えば重大な労働関係法令の違反があるような場合については労働基準監督機関等に通告をする、そういうふうな対応も含まれるというふうでございま

す。

○高木かおり君 今のお話の中で、様々その実地検査の方をいろいろと行っていただいているといふことなんですか。この実地検査を、今から行くよというような通告をしてからの実地検査では、なかなか、準備をしたり隠蔽体质といふことが形成されるんじやないかというような懸念もござりますけれども、この点についてどのように実施をしていかれるのか、お聞かせいただけます

でしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

実地検査でござりますけれども、現行制度では

は、国からの委託事業によりましてJ-ITCが巡回して行っているわけでござりますけれども、法的な権限もございませんし、突然の訪問では対応を拒まれるというわけでもござりますけれども、訪問日時を調整するということを原則としてやつております。

したがいまして、その実効性に限界があつたと

いうことでござりますけれども、このため、新制度におきましては、度々御答弁をいたしておりま

す外国人技能実習機構を設立いたしまして、この

機構に法的な権限を付与するということにしてお

ります。

○政府参考人(井上宏君) 旗手参考人から幾つかの提言がございました環境づくりに関しまして、

まず最初に、簡単に強制帰国されないような環境づくりという御指摘がございました。この点につきまして、本法案におきましては、実習実施者や

監理団体に対し、技能実習生に技能実習を行わせることが困難となつたときは、滞在なく、技能実習継続のための措置等を主務大臣に届け出なければならぬこととしております。そして、その届出は技能実習生の帰国前に行わせることを予定しておりますことから、事前に主務大臣がその状況

証拠隠滅あるいは事実の隠蔽のおそれがあるような事案については、先ほど来御答弁しているように、年に一回あるいは三年に一回ということではなくて、積極的に抜き打ちによる検査を行う必要があります。そこで、この場合については、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないということから新しい計画の認定は仮に、こうした予告をしない検査を拒むような場合ということも考えられますけれども、その場合については、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないということになります。またさらに、必要に応じて主務大臣がその職員に立入検査を行わせた上で、既に認定をした計画についても取消しを行ふというような対応を予定をしております。これらによりまして、実地検査の実効性を確保してまいりたいと考えております。

○高木かおり君 ありがとうございました。

○高木かおり君 ありがとうございます。

十一月十日の参考人の意見陳述では、旗手明参考人の発言として、下からの規制といいますか、問題があつたら技能実習生がそのことを訴えることができるという体制づくりということが重要で

はないかというふうに考えておるところです、簡単に強制帰国されないような環境、あるいは問題があれば実習先の変更が可能であるような環境、それから権利行使の場合に、多くの技能実習生は

実習実施機関の有する寮のようなところにいることが多いわけですので、非常に声を上げるのは大変です、ですから、シェエルターのような、身を守りながら訴え出るということが可能なような措置を具体的に講ずる必要があるだらうといふふうに考えておりますと指摘をされました。

法務省、厚労省において、この点についてどのように検討されているか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) 旗手参考人から幾つかの提言がございました環境づくりに関しまして、

まず最初に、簡単に強制帰国されないような環境づくりという御指摘がございました。この点につ

いて、その発言がございました環境づくりに関しまして、本法案におきましては、実習実施者や監理団体に対し、技能実習生に技能実習を行わせることが困難となつたときは、滞在なく、技能実習継続のための措置等を主務大臣に届け出なければならぬこととしております。そして、その届出は技能実習生の帰国前に行わせることを予定しておりますことから、事前に主務大臣がその状況

の確認を行うことが可能になると認識しております。また、入国管理局におきましては、本年九月から、空港等で技能実習生に對して入国審査官による出国の意思確認を行つております。帰国を強制されているか否か、経緯も含めて丁寧に聴取することとしております。

もう一つ、問題があれば実習先の変更が可能であるような環境つくりの御指摘もございましたが、新法案におきましては、実習の継続が困難となつた場合には、実習実施者や監理団体に実習の継続のための措置を主務大臣に届け出る義務を課した上、主務大臣や外国人技能実習機構において必要な支援を行うこととしております。

○政府参考人(宮野甚一君) 残りの御指摘二点についてお答えをいたします。まず、技能実習生が問題を訴え出ることができる体制につきましては、新たに設立をいたしました外国人技能実習機構の相談窓口におきまして、使用する実習生数の多い母国語での相談を受け付け、内容に応じて適切に申告につなげていくよう検討しているところでございます。

続きまして、もう一点、シェルターの関係でございますけれども、実習実施者等による人権侵害等により、実習生がそれまでの受入れ機関が用意した宿舎に滞在し続けることが困難な事情があると認められる場合、新たな実習実施者等による宿舎の確保等までの間、安心して利用することができる宿泊先を確保、提供する等の援助を予定しているところでございます。

○糸数慶子君 次に、受入れ人数枠の拡大について伺います。

受入れ人数枠の拡大については、法案第九十一条において主務省令に委ねられています。受入れ人数枠は、現在、実習実施機関の常勤職員数の二十分の一、これに対しても技能実習生が一人、これが原則となつておりますが、特別枠が設けられ、五十人以下の実習実施機関で一律三人、これ三年間で九人の受入れが可能というふうにされております。

この点に関して、有識者懇談会報告書では、優良な受入れ機関では現行の一倍程度まで拡大することができます。その結果、優良な実習実施機関では、期間延長と受入れ枠拡大の結果、例えば、常勤職員十人未満の企業でも、従来の三人掛ける三年は九人、そして六人掛ける五年、これは三十人が五〇・九%と半数を超えてます。他方、百人以上は六・五%にすぎません。

技能実習制度の目的を達成する観点からは、例えば実習実施機関が受入れ可能な技能実習生総数を実習実施機関の常勤職員を超えてはならないとするなど、受入れ人数枠の上限を法律で定めるべきであるというふうに考えます。適正化策が効果を發揮し、制度改善が確認される状況となつてから実施すべきものと考えるがどうでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。まず最初に、受入れ人数枠の上限を法で定めるべきではないかというお尋ねがございました。

受入れ人数枠の拡大等の今回の制度拡充は、優しくあるというお尋ねがございました。

受入れ人数枠の拡大は、技能的確に修得させることを含め、適正な技能実習の実施が可能かどうかという観点から検討すべきものと考へております。また制度拡充は、技能実習の適正な実施へのインセンティブを高めることにもつながることから、新制度の施行と同時に実施するのが相当と考えております。

○糸数慶子君 有識者懇談会の報告書では、実習実施機関の受入れ人数枠の均齊化として、これは、常勤職員数が五十人以下の場合は一律に三人、三十人以下は三人、三十一人以上四十人以下は四人、四十一人以上五十人以下は五人までという提案もなされています。これは、優良な機関でなくとも受入れ人数増を図ることにもつながり、ただでさえ問題山積みの現状のまま、単なる拡大を許容するものとなっています。

こうした拡大策は適正化とともに結び付かないものであり、やめるべきだと考えますが、どうでしょうか、伺います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。現行の上陸基準省令で、実習実施機関の常勤職員数を基準として技能実習生の受入れ人数枠を設けています。実習実施機関における十分な指導体制を確保するためのものであります。この点、現状で発生している不正行為の多くは賃金不払等の労働関係法令違反でございまして、これは受入れ機関の常勤職員数が少ないために十分な指導体制を確保できていないことに起因して生じているものではなく、指導体制の観点から、現行制度の受入れ人数枠に特に問題はないと考えられます。

御指摘の有識者懇談会報告書における人数枠に関する提言は、現行制度における受入れ人数枠が五十人以下の場合は三人までなどと定める際には、常勤職員の総数を超えてはならないという要件も付加しています。それからもう一つ、受入れ人数枠の拡大は適正化策が効果を発揮してから実施すべきではないかとのお尋ねもございました。

受入れ人数枠の拡大等の今回の制度拡充は、優良な受入れ機関に限って拡充を認めるにによりまして技能実習制度の活用を促進するものであり、速やかにこれを执行することが国際貢献という制度の趣旨にかなうものであります。また制度の拡充は、技能実習の適正な実施へのインセンティブを高めることにもつながることから、新制度の施行と同時に実施するのが相当と考えております。

○糸数慶子君 有識者懇談会の報告書では、実習実施機関の受入れ人数枠の均齊化として、これは、常勤職員数が五十人以下の場合は一律に三人、三十人以下は三人、三十一人以上四十人以下は四人、四十一人以上五十人以下は五人までという提

案もなされています。これは、優良な機関でなくとも受入れ人数増を図ることにもつながり、ただでさえ問題山積みの現状のまま、単なる拡大を許容するものとなっています。

このように、実習実施機関の常勤職員数が僅か一名変動することにより技能実習生の受入れ可能枠が大きく変動することは、受入れ機関の安定化と技能実習の実施に影響を生じることとなり、好ましくありません。したがいまして、受入れ人数枠の変動が大きくなり過ぎないよう、常勤職員数が四十一人から五十人の受入れ機関については五人、三十一人から四十人の受入れ機関は四人とし、変動幅を抑えため細かな均齊化を図った結果として、受入れ人数枠が現行より増えることとなるものでございます。

このように、受入れ人数枠の均齊化は、安定した技能実習制度の適正な運用に資するものであると考へております。具体的には、より多くの技能実習生を受け入れた結果、技能検定の合格率が

仮放免取消しの際に、入国管理局が禁止するという在留活動があるというふうに伺いました。そのレベル分けについてお尋ねいたします。具体的には、次の活動は禁止されるべき在留活動に当たるのでしょうか。一、呼吸をすること、二、睡眠を取ること、三、食事をすること、四、家族、知人と会話をすること、五、運動すること、六、買物をすること、七、就労すること、以上について伺います。

○政府参考人(井上宏君) 仮放免取消しの際の条件につきましてのお尋ねでございます。

退去強制令書が発付された者を収容するのは、送還可能なときまで身柄を確保し、その在留活動を禁止することが目的でございます。仮放免の許可は、諸般の事情を勘案して一時的にその者の収容を解くことですが、あくまで仮の放免であることから一定の条件が付されます。この一定の条件につきましては、入管法の施行規則によりまして、住居の指定、行動範囲の制限、職業又は報酬を受けた活動に従事することの禁止などと定められておりまして、お尋ねの七項目のうち就労活動につきましては、職業又は報酬を受ける活動として当該規則により禁止されるものでございます。そのほかの六項目につきましては禁止するような活動ではございません。

○糸数慶子君 次に、難民認定の具体的なプロセスはどうなつているのかをお伺いいたします。

蓋然性の高い案件はどのように検討されるのでしょうか。具体的には、難民調査官が聞き取りを行った後に法務大臣が認定若しくは不認定とするまでの、このプロセスについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) まず、難民認定の具体的なプロセスについてのお尋ねがございました。難民認定申請が行われますと、これは地方入国管理局等につきましてこれを受理することになります。そして、難民調査官が面接による事情聴取等の必要な調査を行いまして、その調査の結果を踏まえた難民調査官の意見を付しまして、地方入

国管理局長等から法務大臣に対して案件が進達されてしまります。進達された案件につきましては、難民の認定に関する事務を所掌する法務省入国管理局内の難民認定室におきまして難民該当性に係る検討を行って、法務省内での決裁を行って最終決定するということになるプロセスでございます。

次に、難民認定申請の中にはいろいろなレベルのものがございますが、その中で特に、難民認定の蓋然性の高い案件についてどのような取扱いかというお尋ねでございます。

そのような難民認定の蓋然性が高い案件に係る判断につきましては、これは、基本的には他の案件と同様に先ほど申し上げましたプロセスで事務を行うことになりますけれども、昨年九月に策定いたしました第五次出入国管理基本計画において、「眞に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別し、事案の内容に相応した適正・迅速な案件処理を行っていく」としておるところでござりますので、それに従つて、眞の難民を迅速に保護する観点から、そのような蓋然性の高い案件は優先的に処理するよう努めております。

○糸数慶子君 次に、保護対象の明確化についてお伺いしたいと思います。

上川元法務大臣が、二〇一五年の九月十五日に制定した第五次出入国管理基本計画においては、「保護対象の明確化」については、いわゆる「新しい形態の迫害」の申立てについて、入管法第二条第三号の二に規定する「難民」、すなわち難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図つていくべく、そのための仕組みを構築する」とあります。

この仕組みの構築の進捗状況はどのようになつているのでしょうか。また、新しい形態の迫害により認定をされた人の人数は何人か、そして、どこのようなケースがこれに当てはまるのでしょうかが、説明をお願いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

第六次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会から、保護局等におきましてこれを受けることになりまます。そして、難民調査官が面接による事情聴取等の必要な調査を行いまして、その調査の結果を踏まえて運用の見直しを検討し、昨年九月に

法務省が公表した難民認定制度の運用の見直しの概要の中で、まず、保護対象の明確化による的確な保護を図る一環といたしまして、いわゆる新しい形態の迫害を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関しまして、難民審査參與員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組みを構築することとしております。

具体的には、女性に対する重大かつ深刻な性的虐待を始めとしたジエンダーに起因する迫害のおそれが認められるものなどを想定しておるところが、既に幾つか難民審査參與員からの御提言をいたしております。個別の事案におきましては、こうした新しい形態の迫害という観点をも考慮いたしまして、人道配慮による在留を認めた案件がございましますので、それに従つて、眞の難民を迅速に保護する観点から、そのような蓋然性の高い案件は設置された政策懇談会があるわけですが、第六次政策懇談会難民問題専門部会から提言があります。

○糸数慶子君 今、難民問題について提言するたために申しますと、先ほどちょっとお話をありましたが、新しい形態の迫害、例えばそのジエンダーに起因する迫害なども含む補完的保護制度を活用すべきとの提言があつたわけですが、現在、それはどうなつてているのでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

第六次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会から、保護局等におきましてこれを受けることになります。そして、難民調査官が面接による事情聴取等の必要な調査を行いまして、その調査の結果を踏まえて運用の見直しを検討し、昨年九月に

第五次出入国管理基本計画にその方向性を盛り込むとともに、難民認定制度の運用の見直しの概要としてその内容を取りまとめ、現在、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

委員の御質問では、新しい形態の迫害の点と補完的保護の問題につきましてはそれぞれ別の対応が求められているところでございます。このうち、新しい形態の迫害につきましての検討状況は、先ほどの答弁で御説明したとおりでございます。

具体的には、女性に対する重大かつ深刻な性的虐待を始めとしたジエンダーに起因する迫害のおそれが認められるものなどを想定しておるところが、既に幾つか難民審査參與員からの御提言をいたしております。個別の事案におきましては、こうした新しい形態の迫害という観点をも考慮いたしまして、人道配慮による在留を認めた案件がございましますので、それに従つて、眞の難民を迅速に保護する観点から、そのような蓋然性の高い案件は設置された政策懇談会があるわけですが、第六次政策懇談会難民問題専門部会から提言があります。

○糸数慶子君 今、難民問題について提言するたために申しますと、先ほどちょっとお話をあります。そこで、補完的保護の関係につきまして御説明申し上げますと、補完的保護につきましては、一般的に、難民条約の解釈によっては難民とは認定されないものの、各種の理由から重大な危害に直面するおそれがあるため本国への帰還が可能でないか望ましくない者に対しまして、国際的な人権、人道上の規範によって国際的保護の機会を付与する考え方と理解しておるところでございます。

当局におきましては、例えば平成二十三年以来、シリア人の難民認定申請者に対しましては、難民認定をしない場合であつても我が国での在留を認めておるところでございますが、このように従来から、紛争避難民など本国情勢等を踏まえて人道上の配慮が必要と認められる場合には我が国人への在留を認める措置をとつておるところでございます。

また、先ほど申し上げました運用の見直しにおける危険などから我が国に逃れてきた者等について、我が国での紛争待避機会として在留許可を付与すべき対象を明確にするため、人道上の配慮により在留許可を行つた事案及び判断のポイントについて公表するとしておりますが、本年三月、その事案及び判断のポイントについての公表をしたところでございます。

入国管理局といったしましては、引き続きこのようないい取組を通じて、国際的な保護を要する者の適切な保護に努めています。

○糸数慶子君 難民申請者の出身国が現在どのようないい状況にあるかは、難民該当性を判断するに当たり非常に重要なことがあります。その出身国情報拡充のために、国連、UNHCRなどとの情報の共有はどこまで図られているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

入国管理局におきましては、各國政府機関の報告や出身国に関する報道、UNHCRが保有する情報等、申請者の出身国情報や国際情勢に関する情報を幅広く収集し、それを法務省及び地方入国管理局等が共有しております。難民調査官等はこれら的情報を十分に参照、活用しておるところでございます。

UNHCRからの情報提供につきまして説明いたしますと、例えば、国際的保護に関するガイドライン等の文書の提供を受けて審査に活用できるようにしておるところでございます。また、UNHCR等の国際機関や諸外国の政府等が公表する関連情報にアクセスできるウエブサイトのリストも法務省及び地方入国管理局等において共有しております。審査に活用できるようにしております。

○糸数慶子君 第五次出入国管理基本計画では、認定判断に関する諸外国の事例についても幅広く収集、参考することにより、認定実務における調査、判断の質の向上を図る必要があります。また、諸外国の事例、これは認定事例、不認定事例などあるわけですが、その資料を有効活用するための仕組みを構築すべきであるとされておりますが、出身国情報の共有、そして翻訳は進んでいるのでしょうか。また、民間に何か公表する予定はあるのでしょうか。また、お尋ねいたします。

○政府参考人(井上宏君) まず、委員御指摘の提言でございますが、認定判断に関する国内の実務先例や裁判例のみならず、諸外国の事例について

も幅広く収集、参照することにより、認定実務における調査、判断の質の更なる向上を図る等、当たり非常に重要なことがあります。

○糸数慶子君 難民申請者の出身国が現在どのようないい状況にあるかは、難民該当性を判断するに当たり非常に重要なことがあります。その出身国情報拡充のために、国連、UNHCRなどとの情報の共有はどこまで図られているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

入国管理局におきましては、各國政府機関の報告や出身国に関する報道、UNHCRが保有する情報等、申請者の出身国情報や諸外国の難民認定関係の裁判例等にアクセスできるウエブサイトのリストを共有し、難民調査官において最新の情報を審査に活用できるようにしておることも述べたとおりでございます。

なお、出身国情報等の翻訳につきましては、米国国务院報告及びイギリス内務省報告等について翻訳したものを共有しております。出身国情報等の公表につきましては、法務省のウエブサイトにおります。出生国情報等の翻訳につきましては、米国国务院報告及びイギリス内務省報告等について翻訳したものを公表しております。

○糸数慶子君 今四十三か国的情報があるということがあります。そこで、それを調査官や難民審査参与員が参考する運用は始まっていますでしょうか。

○糸数慶子君 まず、出身国情報等の参考によれば、入国管理局におきましては、積極的に出

判断するためでありまして、当然のことながら既に十分に参考、活用されております。また、UNHCRの協力も得つつ、難民調査官等が申請者の出身国情報等を適切に活用できるようにするための研修も実施しております。

次に、規範的要素の明確化についてでございます。すが、規範的要素の明確化につきましては、昨年九月に法務省が公表した難民認定制度の運用の見直しの概要における、保護対象、認定対象及び手続の明確化の中で、明らかに難民認定又は難民不認定とすべき事案に係る判断要素、例えば迫害主体や迫害要因などですが、そのような判断要素に関しまして、難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるように対するための仕組みを構築するとともに、難民該当性に関する判断の規範的要素を可能な限り明確化するよう、認定、不認定事案の公表を拡充し、判断のポイントについても公表することとしております。

そこで、当局といたしましては、難民審査参与員から諸外国の難民認定手続に関しても提言をいたすこととしているとともに、本年三月には認定、不認定事案について、事案数を拡充した形で判断のポイントを付記したものの公表を行つたところでございます。

入国管理局としましては、引き続きこのような取り組をして、難民該当性に関する判断の規範的要素の明確化に努めてまいります。

また、タイムスケジュールについてのお尋ねもございました。

規範的要素の一般化、明確化についてでございまますけれども、先ほど御答弁申し上げましたところが、昨年九月に公表した運用の見直しの概要においてございまして、明らかに難民認定又は不認定とすべき事案に係る判断要素に関して、難民審査参与員が法務大臣に提言して、それを難民審査の判断に用いるようにするための仕組みを構築することとしておりまして、その際には、諸外国の実例についても提言の中に含めていただいた上で、当局にお

いて検討を行つておられるところでございます。そして、判断のポイントを明確にした認定、不認定等の事例を取りまとめた上で定期的に公表することとしてございます。

○糸数慶子君 時間が参りましたので終わりますが、通告をしておりますまだ積み残しがございますが、次の機会にお伺いします。

○糸数慶子君 ありがとうございました。

○山口和之君 無所属の山口和之でございます。今日の午前中の丸山委員の、葉っぱを十枚集めて冷蔵庫へ入れると、この話が頭からちよつと離れないんですけど、正直言うと、外国人受け入れ制度にして、単純労働の受け入れ分野と技能実習の受け分野、あるいは専門、そういうふたものにした方がいいのではないかというふうに午前中思いましたが、これをいくのであれば、例えば農業全体を幅広く学んでステップアップで転籍ができるとか総合的に日本で学んで帰れるようにできたら、それはそれで技能実習としての目的が果たせるのではないかと思いますが、これについても是非検討していただきたいと思います。

○糸数慶子君 気を改めまして、今回も新しく技能実習の対象となる介護実習について伺いたいと思います。在留資格の変更について伺いたいと思います。

これまでの答弁では、転籍については個々の事情を改めまして、今回も新しく技能実習の対象となる介護実習について伺いたいと思います。

○糸数慶子君 これが今までの答弁では、転籍について個々の事情を改めまして、今回も新しく技能実習の対象となる介護実習について伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

これまで技能実習制度の中で転籍の可否を議論

しておきましたのは、技能実習という在留資格の中で別の実習実施先に移ることができるかどうかという観点でございましたが、ただいまの御質問は在留資格を別の在留資格に変更できるかどうかということになるわけございます。在留資格の変更につきましては、法律上、大臣は変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可できるという裁量行為で定められてございます。

ところで、技能実習制度につきましては、これまで累次御答弁申し上げているとおり、技能等の開発途上国等への移転を図つて、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度でございますので、我が国で学んだ技能等を生かして本国で活躍することができると予定されています。したがいまして、基本的には我が国に在留したまま技能実習から留学へ在留資格を変更するということは想定していいところでございます。

そこで、仮に技能実習から留学への在留資格の変更許可申請がなされた場合にどうなるかといいますと、そこは、今申し上げました技能実習制度の趣旨を踏まえつつ、ただ個別の事情、特段のものがあるかどうかと、というものも考慮いたしまして、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由の有無という法律上の要件を判断していくことになります。

○山口和之君 在留資格の変更に相当する内容になるんでしょうかね。

○政府参考人(井上宏君) 技能実習の趣旨につきまして申し上げましたとおり、基本的には、我が国で学んだ技能等を本国に持ち帰って活躍していくことが予定されていますので、日本に在留したまま技能実習から留学へそのまま変更するということは基本的には想定していないところでございます。

○山口和之君 ということは、一旦帰つても一度資格を取り直して日本に来て学んでくださいと、いうことになるんですね、恐らく、そういう話ですね。

例えば、介護福祉士を、受験資格が得られるんですかをまず法務省伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

技能実習制度は、技能等の移転による国際貢献を目的とする制度でございますので、日本で修得した技能を母国に帰つて生かすということが確かにあることの一つの証左とするために、原則として、いわゆる前職及び復職の要件について証明を求めておるのが現在の運用でございます。

ただし、前職の要件につきましては、その例外として、その職業に就いていかつたことについて特別な事情がある場合として、例えば本国の職業訓練学校を卒業したなどの事情がある場合、あるいは技能実習を受けることが我が国と外国との間の技術協力上必要である場合などございますが、このような場合につきましては、本邦において修得しようとする技能等の経験がなくとも該技能実習に従事することを必要とする特別な事情があると認めて、その受け入れを認めているところでございます。

新制度におきましてはどうするかということでございますが、これらの要件は基本的に踏襲する予定でございますが、御指摘もありましたが、これを厳格に求め過ぎてかえつて空文化することは好ましいことではございません。修得した技能が母国で活用されるとの制度の趣旨を踏まえた、その範囲内におきまして適切な運用を検討していることとしたいと考えております。

以上です。

○山口和之君 もう一度法務省の方にお伺いしたいのですが、実習の目標に介護職員初任者研修あるいは実務者研修相当を修得することとしてはどうかと。なぜならば、日本の場合は初任者研修があつて実務者研修があつて、次に介護福祉士があつてというふうにキャリアアップをしていくというふうに考えると、別ルートの別なものがあるから、なぜなら、日本語学校を開設して、介護学校とかを例えればつくったとして、そこで一年間学んでから、日本語も学びながら、こちらの方に実習来ると。実際に働いてはいないですけれども、向こうでそのような専門学校的なものをつくったとしたら、それは可能になるんでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) 現在の運用といたしましては、本国の職業訓練学校等の卒業に関しましては、入国情報の業務要件について伺いたいと思います。

技能実習生の入国情報としては、母国で同種の業務経験を有すること、帰国後に修得した技能等を要する業務への従事が予定されていることが要件とされております。実際にはこれらは空文化して

いるようにも見られます、今後厳格な運用を目指すのかをまず法務省伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

技能実習制度は、技能等の移転による国際貢献を目的とする制度でございますので、日本で修得した技能を母国に帰つて生かすということが確かにあることの一つの証左とするために、原則として、いわゆる前職及び復職の要件について証明を求めておるのが現在の運用でございます。

ただし、前職の要件につきましては、その例外として、その職業に就いていかつたことについて特別な事情がある場合として、例えば本国の職業訓練学校を卒業したなどの事情がある場合、あるいは技能実習を受けることが我が国と外国との間の技術協力上必要である場合などございますが、このようないくつかの、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

厚生労働省サイドといたしましては、今の先生の御指摘についてはまだ検討が十分進んでいないところでございますので、今後、法務省さん、それから関係部局とも相談して対応を考えたいと思っています。

○山口和之君 日本は今高齢化社会を迎えているからそういう働く場所がありますけれども、まだ海外においてはこれからと、いうところもあって思っています。

○山口和之君 日本は今高齢化社会を迎えているから貢献するというふうに考えたら、やはり先生でも更に、日本としてもすごくやりやすいです。本で更に、日本としてもすごくやりやすいですね、向こうで勉強してきてもらつて、それからこちらでも実践を、実習していくわけですから、本当の実習制度です。そういう意味で、こういうのはありますかなと思います。

次に、到達目標について厚労省にお伺いしたいんですが、実習の目標に介護職員初任者研修あるいは実務者研修相当を修得することとしてはどうかと。なぜならば、日本の場合は初任者研修があつて実務者研修があつて、次に介護福祉士があつてというふうにキャリアアップをしていくと、いうふうに考えると、別ルートの別なものがあるから、なぜなら、日本語学校を開設して、介護学校とかを例えればつくったとして、そこで一年間学んでから、日本語も学びながら、こちらの方に実習来ると。実際に働いてはいないですけれども、向こうでそのような専門学校的なものをつくったとしたら、それは可能になるんでしょうか。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

厚労省の介護分野の有識者による検討会で外国人介護人材の受入れの在り方について取りまとめいただきました。これはもう先生御案内の内容でございますが、その場合、介護分野の技能実習制度において、先生固有とおっしゃいましたけれども、各年次ごとの到達水準というものを定めておるところでございます。

一年目の修了時には、指示の下であれば、決められた手順に従つて基本的な介護を実践できるレベル、一年目の修了時は、指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル、三年目修了時には、自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベルと設定すべきであると、かように御指摘をいたただいたところでございます。

ただ、この取りまとめ内容では、今先生から御指摘ありましたように、例えば、じや具体的な評価項目や評価基準の設定に当たりましては、じや、初任者研修なり実務者研修、既存の研修の考え方を参考にすべきという御意見があつたことも確かでございます。

ただ、やっぱりそれぞれの制度ということもございまして、こうした意見をも踏まえまして、選くとも一年目修了時においては初任者研修修了程度の知識、技能が身に付いてることを念頭に、実習生が円滑かつ速やかに技能を得ることができるように、今後、技能の公的評価システムを構築する中で具体的な内容を検討してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○山口和之君 ありがとうございます。

日本の介護を学んでいくんですから、日本のレベルをしっかりと確保していかなければいけないなと思います。そうはいっても、それを成功に導くためには日本語がやはり、毎回言わさせていただいているけれども、これ大事だということで、介護人材受入れの検討会の中間まとめ、今お話しにも出ましたけれども、には日本語教育の指導者を配置することが望ましいとの意見があつたと記され

ております。

国としてそうした配置を支援するなどできないのかということを伺いたいと思いますが、この前ございましたが、その場合、介護分野の技能実習制度において、先生固有とおっしゃいましたけれども、その中の配付資料の中に、一年目の取組、二年目の取組とか、いろいろ書いてあるんですが、ベトナムのEPAによる介護福祉士候補者については、訪日前に日本語研修十二か月の後、N3をマッチング対象として、更に訪日後一・五か月の日本語等の研修を受入れ施設での就労、研修の前提としております。しかしながら、今回の技能実習制度の仕組みを見ますと、二か月間いろんな座学をやるといふことなんですね。ここに日本語が含まれるかもしません。

今度、実習先の社会福祉法人での取組を見ますと、日本語学校派遣講師によるグループレッスン、研修期間に使用した日本語教材の反復学習、学習時間の確保と環境整備、パソコン、電子辞書等、あるいは、一年目になりますと、グループレッスンによる日本語の基礎学習、国際厚生事業団からの添削問題を実施、大学等が主催する研修会への参加、三年目になりますと、同じく講師に語学習問題を実施機関の御負担に配慮しながら日本語におけるコミュニケーション能力が不可欠な要素である中で、実習生が実習実施機関において自律的に日本語学習を行うことができる環境づくりをどうしていくのかというのは、当然技能実習制度においても当然大切なことでございます。

こういう技能実習制度の下におきまして、このため、実習実施機関の御負担に配慮しながら日本語学習指導者の配置が推進されるよう、必要な対応というのは何かないかというのを、これは関係団体との間でも協議をしながら検討していくたいと考えておりますし、実習実施機関において指導がより効果的に行われるよう、例えば、その施設で行う日本語学習における標準的なプログラムの策定でございますとか、あとは介護用語、これは専門用語ございますので、その共通キリストでござりますとか、実習機関における日本語学習指導者手引きを作成するとか、あと、監理団体の方に日本語教育専門家がおりますので、彼らによる実習機関や実習生に対する指導を推奨していくことになります。現場にとつても、

そういうところに日本語学習の在り方というのが課題として載っている。だから、相当難しい大変なことなんだと思います。現場にとつても、

そういう観点から、日本語教育の指導者を配置するなど、国としてそういう配置を支援することはどうないので、かくいうことについて伺いたいと思ひます。

○山口和之君 ありがとうございます。

政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、先ほどの取りまとめにおきましては、例えば、日本語教育の指導員を配置することがより望ましいという意見があつたとい

うことは私ども承知しているところでございます。

ただ、EPAの、いわゆる経済連携協定、これは公的枠組みで特別的に行われているということに対しまして、技能実習制度につきましては、いわゆる民間主導ということ、これは制度、介護以外にもいろいろと職種があるわけでございますけれども、基本的に実習実施機関が個々の受入れ能力に応じて実施するということが基本になつておりますので、例えば、日本語教育指導者の配置ですとか、そういう授業、実習の実施に係る費用等に対して国が支援するということは残念ながら想定していらないところでございます。

ただ、先生今御指摘のとおり、介護におきまして日本語におけるコミュニケーション能力が不可欠な要素である中で、実習生が実習実施機関において自律的に日本語学習を行うことができる環境づくりをどうしていくのかというのは、当然技能実習制度においても当然大切なことでございます。

こういう技能実習制度の下におきまして、このため、実習実施機関の御負担に配慮しながら日本語学習指導者の配置が推進されるよう、必要な対応というのは何かないかというのを、これは関係団体との間でも協議をしながら検討していくたいと考えておりますし、実習実施機関において指導がより効果的に行われるよう、例えば、その施設で行う日本語学習における標準的なプログラムの策定でございますとか、あとは介護用語、これは専門用語ございますので、その共通キリストでござりますとか、実習機関における日本語学習指導者手引きを作成するとか、あと、監理団体の方に日本語教育専門家がおりますので、彼らによる実習機関や実習生に対する指導を推奨していくことになります。現場にとつても、

うした技能実習本体の見直しにおいて、大幅に適正化等が図られることは、十分に評価できるものであり、介護分野においても、今後具体化されにく本体の見直しの内容に沿つた取組を進めるといふことをされているところでございます。

ただ、先生から御指摘ございましたように、介護分野において技能実習本体の見直しで対応することができるかも少し見極めた方がいいのではないかという御意見があつたことも確かにございます。

そこで、新たな技能実習制度の下におきましては、監理団体は、実習一年目は、月一回以上実習実施者を指導するほか、三か月に一回以上実習実施者を監査し、その結果を機構の方に報告するという形になつてゐるわけでございます。その実習実施者に対する監査、指導を実効あるものとするためには、当然、介護サービスについて的確に状況を把握して適切に指導することが可能な体制というものが監理団体の方に求められるというふうに考えておることでござります。このいわゆる監理団体の監理事業を適正に行うに足りる能力として、例えば監理団体の方に介護福祉士を設置するなど、そういうことも含めまして今後具体的に考えてまいりたいと考えております。

○山口和之君 以前に共産党さんから配付された、監理団体として組合をして派遣しますよみたんといな雰囲気の資料がありましたけれども、もうあれを見ると物すごく不安になつてくるので、是非そんなことがないように、質の高い監理団体でなければいけないと存じますので、よろしくお願ひします。

それから、実習生受入れ人数について伺いたいんですが、介護の実習生受入れについて介護固有の人数枠を設けるなどということですが、その考え方と具体的な人数について伺いたいと思います。

○政府参考人（中井川誠君） お答え申し上げます。

先ほどの取りまとめにおきましては、実習生の受入れ人数につきまして、指導する立場の職員の目の届く範囲で実習が行われ、適切な実習体制を確保するため、常勤職員数の三十人以下の小規模な受入れ機関の場合は受入れ人数は常勤職員総数の一〇〇%とすること、それでは、受入れ人数控の算定の基準となる、まあ分母になりますけれども、常勤職員の範囲につきましては、介護の技能移転の趣旨に鑑み、主たる業務が介護等の業務である者に限定することとすべきとされており、今後この考え方に基づき具体的に検討することとしておるところでございます。

○山口和之君 ありがとうございます。よろしくお願いします。

十日の未来投資会議で総理の発言がありました。介護においてもパラダイムシフトを起こしましたと強い表明がありました。自分としては、長妻大臣の時代、田村大臣の時代、塩崎大臣に入りまして、介護保険というのは自立支援なんですということをずっとアピールさせてきていただいてきましたが、その間、アウトカム評価とかいろいろ導入され、少しずつ改善されてきました。ただ、今回の総理の発言は、自立支援介護を強化していく、それをしかも介護報酬に反映させていくと、総理の指示として出されたというふうに報道もされております。これを受けて厚生労働省としては今後どのように対応していくのか伺いたいと思います。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。

十一月十日に開催されました未来投資会議についてということでござりますけれども、当日は厚生労働大臣の方も出席をしておりまして、厚生労働大臣から、介護につきましては、介護保険の総合データベースの抜本的改革というのも通じて自立支援指向というもの介護を推進するということ、そして介護報酬によるインセンティブ付けということなどについても検討するということを当日大臣の方からも表明をさせていただいたところでございます。

また、安倍総理の方からも、今後の介護は高齢者が自分でできるようになるということを助ける自立支援に軸足を置くということについて、検討と施策の具体化を進めるというように指示もいただいたところでございまして、厚生労働省としてこの指示に沿った対応をしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○山口和之君 是非、日本の介護というのは單なるお世話ではなくて、自立を支援するもの、あるいはまた、加えて、予防していくもの、元気な高齢者を支えていくものということをしなければただのお世話で、先ほどの葉っぱ十枚束ねて冷蔵

庫じやないですけれども、そういうことの繰り返しではありません。
パン・ブランドとしてつくっていただきたいと。
自分は、これを機に大きく変わるんじゃないかな
など、何かすごい期待感が強くて、総理から発信されたあの言葉は、聞いてるだけで相当自分は感動した次第でございます。是非国一体となつて日本のすばらしい技術をここで何とかつくっていただきたい、いっていただきたいと思います。
それでは、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(秋野公造君) 本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めるに関する請願(第四二〇号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第四二一号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第四四三号)(第四四四号)
(第四四九号)

第四二〇号 平成二十八年十月二十八日受理
元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めるに関する請願
請願者 東京都大田区 小泉美津子 外百十四名
紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第四二一号 平成二十八年十月二十八日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願
請願者 千葉県習志野市 磯貝雅子 外百十二名
紹介議員 増子 載彦君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第四四三号 平成二十八年十一月一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 島根県松江市 加藤弘之 外二百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第四四四号 平成二十八年十一月一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都昭島市 永島祥子 外二百九十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第四四九号 平成二十八年十一月一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都練馬区 大津和憲 外五百九十九名

紹介議員 鉢呂 吉雄君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

平成二十八年十一月三十日印刷

平成二十八年十二月一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局